平成22年第2回(3月)みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成22年3月3日(水曜日)

議事日程 第1号

平成22年3月3日(水曜日)午前9時開議

日程第 1	会議録署名議員の指名									
日程第 2	会期の決定									
日程第 3	議長諸報告									
日程第 4	閉会中の継続調	間査に関する委員長報告について(委員会研修視察報告)								
日程第 5	請願·陳情文書	表								
日程第 6	報告第1号	月夜野緑地施設内運動広場人工芝整備工事の請負変更契約締結の専決処								
		分報告について								
日程第 7	諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて								
日程第 8	議案第2号	訴訟の提起について								
日程第 9	議案第3号	権利の放棄について(土地賃貸借料)								
日程第10	議案第4号	権利の放棄について (町営住宅使用料)								
日程第11	議案第5号	行政財産の一部無償貸付について								
日程第12	議案第6号	みなかみ町固定資産評価審査委員の選任について								
日程第13	議案第7号	町道路線廃止について								
	議案第8号	町道路線認定について								
日程第14	議案第9号	辺地に係る総合計画の変更承認について								
日程第15	議案第10号	みなかみ町上牧駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について								
日程第16	議案第11号	みなかみ町課設置条例及びみなかみ町水道事業の設置等に関する条例の								
		一部を改正する条例について								
日程第17	議案第12号	みなかみ町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について								
日程第18	議案第13号	みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例について								
日程第19	議案第14号	みなかみ町出産祝金支給条例の一部を改正する条例について								
	議案第15号	みなかみ町立幼稚園条例の一部を改正する条例について								
	議案第16号	みなかみ町立保育園条例の一部を改正する条例について								
	議案第17号	みなかみ町立児童館条例の一部を改正する条例について								
日程第20	議案第18号	みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について								

日程第21	議案第19号	みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第22	議案第20号	みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
日程第23	議案第21号	みなかみ町簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例につ
		いて
日程第24	議案第22号	みなかみ町公民館条例の一部を改正する条例について
	議案第23号	みなかみ町歴史民俗資料館等条例の一部を改正する条例について
	議案第24号	みなかみ町体育施設条例の一部を改正する条例について
	議案第25号	みなかみ町新治B&G海洋センター条例の一部を改正する条例について
	議案第26号	みなかみ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例について
日程第25	議案第27号	群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
	議案第28号	群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について
日程第26	議案第29号	群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について
日程第27	議案第30号	平成21年度みなかみ町一般会計補正予算(第9号)について
	議案第31号	平成21年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)につ
		いて
	議案第32号	平成21年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第3号)について
	議案第33号	平成21年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に
		ついて
	議案第34号	平成21年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
	議案第35号	平成21年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)につ
		いて
	議案第36号	平成21年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第3号)につい
		て
	議案第37号	平成21年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第3号)について
日程第28	議案第38号	指定管理者の指定について(みなかみ町交流促進センター・太助の郷)
日程第29	議案第39号	指定管理者の指定について(みなかみ町湯桧曽公園)
	議案第40号	指定管理者の指定について(みなかみ町湯桧曽地区足湯)
日程第30	議案第41号	平成22年度みなかみ町一般会計予算について
	議案第42号	平成22年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について
	議案第43号	平成22年度みなかみ町老人保健特別会計予算について
	議案第44号	平成22年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について
	議案第45号	平成22年度みなかみ町介護保険特別会計予算について

議案第46号 平成22年度みなかみ町簡易水道事業特別会計予算について 議案第47号 平成22年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について 議案第48号 平成22年度みなかみ町水道事業会計予算について

議案第49号 平成22年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算につい

て

議案第50号 平成22年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算について

議案第51号 平成22年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算について

議案第52号 平成22年度みなかみ町温泉事業特別会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(22人)

1番 前 田 善 成 君 3番 林 一彦 君 5番 河 合 生博 君 7番 原 澤 良 輝 君 10番 髙 橋 市 郎 君 12番 小 野 章 一 君 14番 鈴 木 幸 久 君 16番 鈴 木 勲 君 18番 根 津 公 安 君

20番本多秀律君

22番 阿 部 源 三 君

2番 阿 部 賢 一 君 山 田 庄 一 4番 君 6番 林 喜 美 君 雄 8番 穂 苅 清 一 君 11番 久 保 秀 雄 君 13番 中 村 君 正 15番 河 合 幸 雄 君 17番 森 下 君 直 19番 速水一浩 君 21番 倉 澤 長 男 君 23番 傳 田 創 司 君

欠席議員 な し

欠 番 1 名 (9 番)

会議録署名議員

10番 髙 橋 市 郎 君

20番 本 多 秀 侓 君

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 鈴木初夫 書 記 深代和恵

説明のため出席した者

町 長 岸 教 育 長 良昌君 牧野尭彦 君 総務課長 鬼頭春二 君 水上支所長 部 君 冏 正 新治支所長 章 君 会計課長 君 関 高 橋 武 志 税務課長 総合政策課長 育雄君 木 村 一 宮崎 夫 君 町民福祉課長 Ш 晃 君 子育健康課長 君 石 木暮 勤 山賀晃男君 生活環境課長 農政課長 阿部行雄君 観光商工課長 林 昭 君 地域整備課長 増 田 伸 之 君 教育課長 青 木 寿 君

開 会

午前9時開会

議 長(傳田創司君) みなさん、おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、3月に入り、寒さも和らぎ、春の気配さえ感じる今日この頃であります。

当みなかみ町では、天神平スキー場を除き、そろそろスキーシーズンも終盤に近づいてまいりました。当町にとって、雪は降らなくては困ります。また多すぎては困る降雪も、今年はタイミング良く降り、スキー場での雪不足を生じることもなく、道路等についても関係者のお骨折りにより、安全が確保されていて大変に良かったと思っています。

このことにより、町内の各スキー場のトータル結果において、良い数字が並ぶことをご 期待しているところでございます。

さて、我々議会議員にとって、本日からの定例会が今期最後の定例会となります。

この4年間を振り返りながら、悔いのない定例会で締められますようご祈念申し上げます。

ただ今の出席議員は22名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。 これより平成22年第2回(3月)みなかみ町議会定例会を開会いたします。

町長あいさつ

議 長(傳田創司君) 本定例会に際し、町長より挨拶の申し出がありましたので、これを許可い たします。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 3月定例議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

年度末を間近に控え、今議会には平成21年度補正予算ならびに平成22年度の予算案を中心として、ご審議をお願いいたすところでございます。

提案議案で申し上げますと、補正予算が8件、新年度予算が20件となります。

また、新年度に考えております新規施策に関連しまして、条例などの制定が20件ございます。その他の案件として13件と多くの議案審議をお願いするところでございます。

2万2千余の町の人々の住民福祉を相対的に向上させるという広い視点からのご審議を お願いする次第であります。

後ほど22年度一般会計については、提案時に詳細説明をさせていただきますけれども、 概ね総額として121億円の会計規模となります。

また、その中で投資的経費というものを見てみますと、平成18年は15億円ということで非常に低水準にあったわけでございますけれども、22年度は明許繰越を含めますと37億円以上の投資的経費が確保できるということで、町の新しい展開に向けての必要な社会資本整備等々については実現して行けると考えているところでございます。

また、この間の財政の進め方という観点から申し上げまして、各種特例的な交付金であ

H22-2 (3.3) 第1号

るとか、特別な臨時公共事業債等の活用を行った点と合併特例債の活用もございまして、いわゆる実質公債費率で申し上げますと、議員各位ご存知のとおり、21%という水準でございましたけれども、新年度については17%程度に下げることが出来るというような骨格になっていると承知しております。

一方で町の債権の残高は、平成15年については203億円という水準でございましたが、22年度には170億円を切る水準に持って行けるということでございます。

これにつきましては、この間、新たな財政改革の視点から、その中でも必要な投資を行っていくという、これらについて展開されてこられました前町長並びに職員、そして何よりもこの議場にいらっしゃいます議員の方々のご協力、ご理解が大であったというふうに承知しております。心から感謝する次第でございます。

また、新年度予算の骨格については、後ほど詳細に説明させていただきますけれども、 議員各位からご提案いただいておりました子育て支援の充実という視点から、特に幼稚園、 保育園の保育料の保護者負担の軽減という点や、既にご存知のとおり子供世代に対する投 資という意味では、小中学校の耐震補強並びに改修がほぼ計画どおりに進行してございます。

また、議会途中になろうと思いますけれども、最後に残っております水上中学校の改修 工事については、改めて最終日にご審議をお願いしたいと思っております。

また、広い視点から申し上げますと、国の政権が変更したということに伴います各種の 施策変更については、この間も議員各位と議場外ではありますけれども、ご相談をしなが ら適切に対応をするということで事業展開をしてまいりました。

議案、予算等に反映させる分については、今議会でご審議願いたいと思っているところ でございます。

また、議会閉会中におきましても、町の人々、地域の問題、あるいは一言で申し上げますと町民の社会福祉の向上ということになりますけれども、各界にわたり、町政の展開につきまして、それぞれの段階で議員各位の皆さんにご支援、応援、ご意見をいただいたということについて、この場を借りてご挨拶申し上げ、最後に振り返ることになりますが、本3月議会については、ご審議願うことが非常に多岐でございます。

ぜひ、慎重な上にもご審議をいただきご議決願いますことをお願いいたしまして、議会 開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

ぜひ、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

開議

議 長(傳田創司君) 町長の挨拶並びに経過報告が終わりましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布いたしました議事日程第1号のとおりであります。 議事日程第1号により、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長(傳田創司君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

10番 髙橋市郎 君

20番 本 多 秀 侓 君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 長(傳田創司君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日3月3日より、 3月12日までの10日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より3月12日までの10日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸報告

議 長(傳田創司君) 日程第3、議長諸報告を行います。

12月定例議会後、閉会中の主な事件について、ご報告を申し上げます。

12月は何と言っても、この町にとって大きな行事は、各スキー場の安全祈願祭とオープン行事であります。シーズン中の安全と多くの入客を祈願する行事に関係者と共に出席してまいりました。

年明け1月からは、恒例の県議会新年賀詞交歓会が県庁において行われ、また同日、上 毛新聞社主催の新年交歓会がマーキュリーホテルにて開催され、国会議員の先生方を始め、 多くの関係者約1千人規模の出席で盛会でありました。

その後、県市町村トップセミナー、利根沼田広域圏議会、県町村議会議長会、沼田警察署初点検、利根沼田学校組合議会、町内諸団体等々の新年会などに出席させて頂いております。内容については、機会あるごとに報告いたします。

2月22日、群馬県町村議会議長会定期総会が前橋市町村会館で行われ、事務局長と出席いたしました。大沢群馬県知事、原群馬県議会議長、真塩群馬県町村会会長を来賓としてお招きし、冒頭、全国町村議長会より表彰伝達が行われました。

受賞者の県内32人中、本町からは議員在職10年表彰として、速水一浩議員、根津公安議員、本多秀律議員の3名が受賞されました。大変におめでとうございました。

また自治功労者として、元議会事務局職員の中西廣子さんが全国町村議会議長会より、 議会事務局勤続15年表彰を受賞され、同じく元議会事務局職員の澤浦厚子さんが県町村 議会議長会の議会事務局勤続7年表彰を受賞されました。重ねてお祝い申し上げます。

議事は会務報告に始まり、上程議案、事業予算案など、全て原案どおり可決されました。

また、県町村議会議長会の副会長1名が欠員となっていたため、承認第1号において私、 傳田が補欠選任として副会長に承認されました。

資料内容等については事務局にありますので必要に応じてご覧下さい。 以上で議長諸報告を終わります。

日程第4 閉会中の継続調査に関する委員長報告(常任委員会研修視察報告)について

- 1. 総務文教・厚生常任委員会合同視察(長野県下條村)
- 2. 産業観光常任委員会視察 (新潟県村上市·新発田市月岡温泉観光協会)
- 議 長(傳田創司君) 日程第4、閉会中の継続調査に関する委員長報告(常任委員会研修視察報告)についてを議題といたします。所管の委員長報告を求めます。

まず、始めに総務文教常任委員長鈴木幸久君。

(総務文教常任委員長 鈴木幸久君登壇)

総務文教常任委員長(鈴木幸久君) 今回の下條村研修視察は、総務文教常任委員会と厚生常任委員会の合同で実施いたしました。この報告は両委員長の合作によるものでございますので、 予めご承知おき下さい。

下條村は、明治22年に合併以来、120年を経過しています。

全体面積は37.66k㎡であり、山林面積は26.12k㎡で約7割にあたります。 人口は平成4年に3900人、12年には4000人、17年は4200人と増加し、 20年10月では4236人である。年令区分では、14歳までが17.3%で長野県下 第1位、64歳までが53.5%、65歳以上は29.2%であります。

少子化対策については、まず若者定住促進住宅の建設が挙げられます。

村営住宅を10年間で10棟124戸、一戸建ては54個を建設。因みに、入居者を村で自由に選択できるよう建設に対して補助金は一切利用しなかったとのことです。

入居条件として、子供がいるか、結婚が決まっているか、また村の行事への参加、消防団への加入等を課してございます。結果、若者同士の助け合いの姿も見られるようになり、村づくりは人づくりであるとのことです。次に平成16年度より、幼児から中学生までの医療費を無料化。平成19・20年度と続けて保育料一律10%の引き下げ。入園前の親子の「つどいの広場」を開設。およそ15年の歳月がかかったが出生率全国平均1.29人のところ、下條村は長野県下第一の1.97人である。

つづきまして、上下水道の取り組みについて。

上水道事業は昭和60年から6年かけて完成。下水道事業は建設費、管理意識の高揚等を考慮、全戸合併浄化槽にしたそうです。平成16年度よりは、保守点検料の半額を村で補助。以上で下條村研修視察についての報告といたします。

議 長(傳田創司君) 大変にご苦労様でした。次に産業観光常任委員会の委員長報告を求めます。 産業観光常任委員長小野章一君。

(産業観光常任委員長 小野章一君登壇)

産業観光常任委員長(小野章一君) これより産業観光常任委員会の行政視察報告をさせていただきます。去る2月4~5日、2日間にわたり、新潟県村上市、新発田市月岡温泉の視察研修を行いました。視察の目的は、平成23年7月から9月に群馬県で開催されるデスティネーションキャンペーン(以下DC)に先がけ、すでに昨年実施を終えた新潟県村上市、新

発田市月岡温泉、両市の観光協会を訪問し、キャンペーンの取り組み等についてお聞きするものでありました。

新潟県では、20年度10月~12月がプレDC、21年度が本DCであり、食をテーマとした「うまさぎっしり新潟」をテーマに、県下市町村・観光関係者が JRグループと協力して大型観光宣伝を行いました。

1日目の視察地、村上市での取り組みの基本的な考え方としては、あまり無理をせず、 地元にあるものの洗い出しをして、村上と言えば「鮭の町」だということで、鮭料理を必 ず入れること、またDC終了後も続けられること等を心掛けたそうです。

内容としては、プレDCで瀬波温泉では地元の食材を使い、野菜・果物もなるべく地元産を使うことで農家や多くの業者とのつながりを大切にしながら、「田舎ごっつぉ(ご馳走)祭り」を実施したり、城下町村上の町屋造りと言われる独特の建築様式の家を利用して、日頃眠っていた貴重な屏風を飾った「町屋の屏風祭り」を開催したそうであります。

また新たな企画として「藍染め体験」や期間限定で村上伝統の「塩引き鮭作り体験」の開催、特産のお茶を基に「村上茶ソムリエ認定講習会」として、体験料500円で村上茶の歴史と美味しい入れ方を実習し、講習会終了者には認定証を発行するなどの趣向を凝らしています。本DCにおいては、プレDCを検証し、その反省と評価をして、イベント日数を延長し、村上まち歩きマップ作成等により、本DCに参加したとのことでした。

また、これらのイベントを行うにあたり、予算付けについては、村上市観光協会の予算は、DC予算として100万円であり、観光宣伝パンフレット作成については、分担金の中で、協会で作成するものと、市が単独で作成するものがあり、この取り組みに当たっての組織と役割については、役所と観光協会が一体で取り組み、役所は企画宣伝、イベントは主に民間にして頂く方針で望んだとのことでありました。

また、DC効果の結果については、平成20年10月~12月の客数は9万5260人、本DCでは12万4880人で約130%の伸び率でありました。

2日目は、新発田市月岡温泉での取り組みについて視察いたしました。

プレDCの1年前から県よりDCのメインテーマに沿って、各地域が新潟の特産品を使ってイベントを組むことになり、月岡温泉は旅館 20 軒中、約10 軒でDCに向けた委員会を組織、JRを始め各社と対応して、DC商品の造成にあたり、プレDCではオープニングとして、9 月に一日限りの「越後極上美食の宴」を開催し、マスコミ・旅行社を招待、一般からも会費 5 0 0 0 円を頂き、5 0 0 名限定募集、1 人 1 万円の料理内容で実施をしたそうであります。

本DCにおいては、各旅館毎に地元コシヒカリ、新潟和牛、佐渡のブリ、鮭など旬の素材を使い、1泊2食の料金として「極上越後の美食会席」で宿泊客をもてなし、月岡ライスボールマップを作成し、新潟産コシヒカリに越後のグルメな食材を使った新潟自慢の料理を紹介、また、月岡お宿スイーツめぐりなども実施、特別企画の温泉街各旅館では、宿カフェを営業し、昼の温泉街のにぎやかさにも一役をかったということでありました。

また、新潟の銘酒まつりと称し、500円でぐい飲みおちょこと試飲5回分チケット付きで販売し、温泉街の加盟店により、新潟の全蔵元96銘柄を試飲できる催しなどに取り組んできたとの事でありました。

DC効果として、JRのデータでは、DC、新潟国体、NHK大河ドラマなどの効果もあり、10月~12月、全体で206%、月岡温泉では265%の集客増があったということであります。今後、月岡温泉の目指す方向としては、過去にこだわらず、若年層、特

H22-2 (3.3) 第1号

に女性への誘客に力を入れたいということでありました。

村上市、月岡温泉ともに、何年も前から取り組まれている活動をDCを契機に、規模の拡大とDC終了後も取り組める活動を心がけてきたということであります。

いよいよ群馬県においても、平成23年開催のDCへの取り組みが本年プレDCとして始まります。JR各社との連携による全国展開の観光宣伝の中で我がみなかみ町の魅力をいかに発揮できるか、またこのDC期間を一時的なものでなく、その後も継続されるものでありたいと考えます。

自治体や観光関係者だけでなく、地元・地域全体がDCを盛り上げることが大事であるということも踏まえ、誘客受入れ体制の構築と、新体制となる観光課DC推進室の活躍に期待し、以上申し上げまして、視察研修報告といたします。

議 長(傳田創司君) 以上で、閉会中の継続調査に関する委員長報告(常任委員会研修視察報告) についてを終わります。

日程第5 請願・陳情文書表

議 長(傳田創司君) 日程第5、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会において、本日までに受理しました請願・陳情はお手元に配布いたしました 請願・陳情文書表のとおりであります。

平成22年第2回(3月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番	請 願 件 名	請 願 人	受 理 年 月 日			
号	請願趣旨	紹 介 議 員	付 託 委 員 会			
			平成22年2月16日			
請		みなかみ町相俣2039				
願	町営水道新設に関する請願	赤谷区長 林 他人ほか8人	厚生常任委員会			
第						
1		林 一彦 林 喜美雄				

【請願趣旨】

手道地区は古くから自家用水道として、各家庭が維持管理し生活してきましたが、ここ数年、特に地球温暖化の影響もあり、降雨時すぐに濁る影響から大腸菌が含まれやすく、伝染病等の発生が懸念されます。常に清浄豊富な水を供給し、また火災時の消化もままならない状態で、地区住民から消火栓も設置できる施設にし、公衆衛生の向上と生活環境の安定を図っていきたい。地区では各個人の限度を超える状況となっておりますので、財政困難な折、容易ではないと存じますが、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

【請願事項】

みなかみ町(旧新治)赤谷手道地区を町営水道にしていただきたい。

番	請願件名	請 願 人	受 理 年 月 日			
号	請願趣旨	紹 介 議 員	付 託 委 員 会			
			平成22年2月22日			
請	高日向南部の治水計画の作成	みなかみ町高日向95-1				
願	とその実現を求める請願	高日向区長 橋辺 勝行	産業観光常任委員会			
第						
2		河合 幸雄 鈴木 幸久				

【請願趣旨】

当区が背負う東側の山は、元来、保水力に乏しく大雨の度に苦慮してまいりましたが、 旧水上時代に中・北部については何度かの工事により治水が施され、お陰様で安心して暮 らせるようになりました。

しかしながら、南部については、若干手を入れていただいたものの、流末に難がある成果、抜本的な解決にはならず、現在も1年に数回農地が流されたり、農地に水が貯まり、 近隣の住宅が水害の恐怖にさいなまれています。

特に平成12年9月と平成20年8月には、床上1メートルくらいまで浸水し、甚大な被害に遭いました。

また、当地区は新興住宅地として住宅が増える傾向にあり、早期に新たな治水計画の作成と流末の抜本的な改良が必要と思われます。

以上の理由から、地球温暖化が原因と思われる局地的豪雨による災害が心配される中、 当区の総意をもって、ここに請願いたします。

【請願事項】

高日向南部の治水計画を作成し、早期に実行して下さい。

平成りり年筆り同	(3日)	みなかみ町議会定例会陳情文書表
一瓜44十ヵ4 回	(OD)	(アはルツア川)酸五足別五味用入言仪

番	陳	情	件	名		陳	情	人	受	理	年	月	日
号	陳	情	趣	加		紹り	介 議	員	付	託	委	員	会
						猿ヶ京温泉1171			平成	2 2	年2	月 1	6 日
陳	町営赤沢スキー場の存続に関する					猿ヶ京旅館組合理事長							
情	陳情				持谷 順一郎 ほか5人			産業	とく と	七常 仁	£委員	会	
第						ほか賛同者3192人							
1						林 一彦	βп	「部 賢一					

【陳情趣旨】

町営赤沢スキー場は、新林業構造改善事業により整備され、昭和55年度から営業を開始し、 スキー最盛期には年間2万5千人ほどの入場者がありましたが、現在は少子化の進行や若者の スキー離れによって、スキー客が減少し、年間5千人ほどの利用客となってしまいました。

このため、赤沢スキー場を運営するためには、一般会計からの繰入金が必要になり、みなかみ町公共施設の統廃合等検討委員会では、廃止又は指定管理による運営にするべきという報告がなされています。

しかしながら、猿ヶ京温泉を始めとする新治地区の観光にとっては、数少ない冬場の観光施設として、大変重要であるとともに、開業以来、現在まで続けられている小学校スキー教室の無料開放やスキークラブを中心としたスポーツ少年団による子供の育成など、冬場のスポーツ振興にとって、大変価値のある施設であります。

こうした取り組みの中から、全中やインターハイなど全国大会に出場する選手も輩出しており、町民にとっても大変有り難い施設であります。

また、県内外の幼稚園などの利用も徐々に増えており、今後は千葉市の中学校利用も期待できる状況にあります。

つきましては、地域や各種団体が一体となって、さらなるスキー場の活用に取り組む所存でありますので今後も赤沢スキー場をぜひ存続していただきたく陳情いたします。

みなかみ町議会のご高配を心からお願い申し上げます。

【陳情事項】

町営赤沢スキー場を存続してください。

議 長(傳田創司君) 以上、所管の委員会に付託しますので、よろしくお願いいたします。

日程第6 報告第1号 月夜野緑地施設内運動広場人工芝整備工事の請負変更契約締結 の専決処分報告について

議 長(傳田創司君) 日程第6、報告第1号、月夜野緑地施設内運動広場人工芝整備工事の請負 変更契約締結の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より、報告の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 報告第1号、月夜野緑地施設内運動広場人工芝整備工事の請負変更契約締 結の専決処分報告について、ご説明申し上げます。

工事の請負変更契約締結により、金額を変更いたします。

契約当初の工事費1億5960万円に113万4千円を増額し、1億6073万4千円に変更するものであります。

変更内容は、人工芝外周(幅1メートル)土の部分に芝、又はクローバーを植える予定でありましたが、人工芝側に芝又はクローバーの侵入が予想されまして、管理上で支障をきたす恐れがあるため、人工芝との間にアスファルト舗装を施す工事を追加するものであります。

町長において専決処分することができる事項に該当いたしますので、専決処分をいたしました。以上、ご報告申し上げます。

議 長(傳田創司君) 以上で、報告第1号、月夜野緑地施設内運動広場人工芝整備工事の請負変 更契約締結の専決処分報告についてを終わります。

日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

議 長(傳田創司君) 日程第7、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める ことについてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

現在、人権擁護委員として平成19年7月1日よりご活躍いただいております、みなかみ町綱子132番地1の阿部好司さんが、平成22年6月30日に任期満了となりますので、前橋地方法務局長から後任委員の推薦依頼がきているところでございます。

つきましては、人格識見に優れ、献身的に委員活動に専念されております、阿部好司さんを再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。 諮問第1号について、質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて諮問第1号の質疑を終結いたします。

これより諮問第1号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて諮問第1号の討論を終結いたします。

諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いた します。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、 原案のとおり同意されました。

日程第8 議案第2号 訴訟の提起について

議 長(傳田創司君) 日程第8、議案第2号、訴訟の提起についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第2号、訴訟の提起について、ご説明申し上げます。

名義人である議案に記載の者は、平成11年5月より現町営住宅鹿野沢団地K棟306号に入居し、平成15年1月から本年1月までの6年間、72ヶ月分、118万6400円が未納となっております。

この滞納者は、これだけ多額の滞納家賃があるにもかかわらず、平成16年6月に町と 交わした分納の誓約をほとんど守ることができず、何度も本人と話し合いをして、仕事を 見つけて家賃を支払うよう促してきたところであります。

納付意欲が改善される誠意が全く感じられないということであります。

30代半ばという年齢でほとんど働かず、家賃を滞納し続ける者を入居させておくことは、毎月定められた家賃を納付している他の町営住宅入居者に対して公平性が保たれないことから、裁判を通して強制退去させることが適切と判断し、町営住宅の明け渡し並びに滞納家賃等の支払い請求の訴えに及んだ次第でございます。

また、合わせて連帯保証債務がございます記載の保証人に対しても債務履行を請求する 訴訟を提起するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げ提案理由の説明とさせてい ただきます。

議 長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第2号について、質疑はありませんか。

8番穂苅清一君。

8 番(穂苅清一君) 今、町長から説明もありましたので10年近い入居の年月が掛かっているかと思います。

それで滞納が15年からと言いますと、ほぼ6年間の滞納分で118万円。これは基本料金なのかどうか、75ヶ月分の1ヶ月いくらなのかどうか分からないので、その点を一つお聞きします。

それと30歳で、職も無くということですが、全く本人一人で住んでいて家族は誰もいなかったのかどうか。収入源は全く無いということを承知の上で今日まで滞納をし続けてきたのか。

高齢者であれば、それなりに年金の収入などもあろうかと思うのですが、その点について理解できないのでお聞きしたいと思います。

議 長(傳田創司君) 地域整備課長増田伸之君。

(地域整備課長 増田伸之君登壇)

地域整備課長(増田伸之君) 基本料金と言いますか、家賃については、月額1万6400円であります。家族構成は、36歳のご本人と、59歳の母親ということであります。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第2号の質疑を終結いたします。

これより議案第2号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

8番穂苅清一君。

(8番 穂苅清一君登壇)

8 **番 (穂苅清一君)** 何か疑問な点があろうかと思うので、議員からも発言があったようですけれども、承知のように、こういう公共料金や税金などの滞納については公正な執行を求めるということで、かつては議会で町営住宅の使用料の滞納者に対しては明け渡しを求めろと、あるいは水道料の滞納については、水道給水の停止をしろとか、そういうことを決議している経緯も確かにあります。 2年ほど前になろうかと思いますけれども。

しかしながら、滞納している人をすべて悪者扱いにする前に、やはり考えるべき点、当人との話し合いをどの程度、かなり話し合いをしてきたということで報告も今あったので、一定の努力もされてきていると思うのですが、本人だけではなくて、あるいは家族とか連帯保証人とか、あるいは近隣に、同じ地域内なり県内に親族がいるかいないかとかという相談も当然行わなくてはならない課題かと思います。

そういうところまでは先程の質疑では聞きませんでしたけれども。

そういう中で本当に収入が無くて働くことが出来ない、確かに今の社会情勢の中では雇用の問題というのは非常に深刻になっておりますから、簡単に職が見つからないのは当然かもしれませんけれども、しかしながら本当にそういう努力もしているのか、していないのか、そういう事も話し合いの中で調査をした上で、あるいは全く親族からの支援も無いということがはっきりする中において、では次の方策は何があるのかということも考えてあげるべきではないかと思います。

本人が36歳ということで、母親も定年ではなく、年金受給開始年齢にもなっていませんから、その状況で見る限り日雇いで働いて収入を得るくらいしか収入は無いのではないかと思ってしまいますし、そこら辺が具体的な答弁はなかったので分かりませんけれども、何れにしても、住まいを奪うということはどういう事になるか、これはもう重々ご承知か

と思います。衣食住が足りて、3食も食べられて、雨もしのげて、着る物もあって、それで初めて健康で文化的な生活も維持することが出来るわけですし、職と住まいについては一番、職の場合は、職業の職も、食べる食も掛かってきますけれども、一番そこら辺を失う事が深刻な事態になりかねないわけです。

いわゆる生活をフォローする上でのセイフティネットということがいろいろと言われますけれども、働くことがまずは一つのセイフティネットだというふうに思います。

そして、その後においては社会保障制度だと思います。最後は生活保護制度がそこに最後のセイフティネットとして存在するのではないかと思います。そういうふうなルールに基づいて、そこら辺の指導や話し合いをするということが、当事者にとっても必要なのではなかったかと私は思います。

そういう点で考えた場合に、憲法第25条の生存権をちゃんと国が守るということと同時に地方自治体もそれを守るべき義務がありますし、放り出した後のことを全く考えない、明け渡しすればそれで目的は達成されるという考え方であってはまずいのではないかと常々私は思っております。

既に何回も明け渡しの問題については出されておりまして、私もその都度、反対をせざるを得ないのでしてきてはおりますけれども、私が今述べたような視点、細かい事を言えばもっとたくさんありますけれども、そういう視点が町民を、本当に困っている人はその人の責任なんだということで、だらしないのだという見方をする前の段階で、手を差し伸べてあげるようなことが大事なのではないかと、この人については、例えばサラ金からお金を借りて多重債務者になっているとかということは分かりません。そういう事も含めて総合的に生活や周りの環境なども含めて精査した上で判断をしていくということが大事なのではないか。その事によって、明け渡しをさせなくても済むのではないか。

連帯保証人も付いているようですけれども、連帯保証人に対するどの程度の働きかけが されたのかはちょっと明らかではありませんけれども、何れにしても、性急な形で滞納を したから即明け渡しという方向は示すべきではないと私は思います。

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ほかに討論の発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第2号の討論を終結いたします。

議案第2号、訴訟の提起についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第2号、訴訟の提起については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号 権利の放棄について(土地賃貸借料)

議 長(傳田創司君) 日程第9、議案第3号、権利の放棄について(土地賃貸借料)を議題とい たします。町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第3号、権利の放棄について(土地賃貸借料)、ご説明申し上げます。 本件につきましては、昭和46年3月1日から土地賃貸借契約により、東峰の町有地4 600㎡のうち土地1684.66㎡と平屋建てプレハブ2棟、396.69㎡を縫製工 場として新治産業株式会社に貸し付けておりました。

しかし、経営不振が続き、平成10年より土地賃貸借料の未納が発生し、現在までの未納額が288万2658円になっております。この間、督促はもちろん、未納金解消の相談を繰り返してきたところであります。

平成18年12月に会社の社長同伴のもと、現地確認を実施し、資産の状況を把握しましたが、換金出来る物はありませんでした。また、平成19年12月には沼田税務署より国税の滞納もあることから、捜索の現地立会いの依頼を受けまして、平成20年3月に事務所の捜索が行われましたが、差し押さえ物件は見つかりませんでした。

その後、税務署においては平成20年3月に滞納金の不納欠損処理が行われたところであります。町としても、今後も未納金の回収できる見込みはないと判断し、不納欠損処理したいと考えております。民法の規定により、契約等で発生した土地貸付料の債権放棄に係る手続きとして、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第3号について、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

- 7 番(原澤良輝君) プレハブ 2 棟も貸し付けているという説明ですが、288万2658円の 内訳は、土地と建物、両方あるのか、それと先般の8号補正で取り壊しの予算を計上した のと同じ物件なのか、お聞きします。
- 議 長(傳田創司君) 総務課長鬼頭春二君。

(総務課長 鬼頭春二君登壇)

総務課長(鬼頭春二君) 288万2658円の未納金は、土地と建物も一体でございます。

それから先般、町有施設の取り壊しの補正をお願いしたところですが、それには含まれております。この議決をいただいて発注をしたいと考えております。

- 議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。
 - 8番穂苅清一君。
- 8 番 (穂苅清一君) 3号の権利放棄についてですが、今までですと、言わば公共料金の滞納ということに関係するのではないかと思うのですが、町は貸している、町の財産を有償で提供してきているわけですから、なぜ今までのような不納欠損処理の議案として出ないで、今回のような、私も議員になってから、権利放棄という案件については初めての案件ですけれども、なぜ今権利放棄という事になったのか、その経過や根拠をまずお聞きしたいと思います。一番最初の段階でちょっとこれがひっかかってしまいましたのでよろしくお願いします。
- 議 長(傳田創司君) 総務課長鬼頭春二君。

(総務課長 鬼頭春二君登壇)

総務課長(鬼頭春二君) 土地の賃貸借契約による未納金については、民法の規定により処理をしなければならないということになります。

町が不納欠損をするにあたっては、議会の議決をいただかないと不納欠損処分するだけ

では権利消滅にならないということで議会に議決をお願いするものでございます。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

8番穂苅清一君。

8 番(穂苅清一君) つまり従来のような不納欠損処理では債権が放棄ということで、抹消されてこないという、残ってしまうと、そういう所に気がついたわけですか。それでこういうふうになったのかというふうに私も思うのですが。

確かに権利放棄については地方自治体の所謂議決できる権利として、事件案件として、この条文がそうなのでしょうけれども、地方自治の96条の10項ですか、これに基づく権利放棄だと思われるので、それはそれとしてよろしいのですが、ではそういう経過で、その完全にいわゆる残高を残さないようにゼロにしたいということでこういうことになったということで解釈してよろしいのですね。

それでもう一つ、一緒に続けて聞きますけれども、この対象者が個人なのか、法人なのか、ちょっと理解が出来ないでいたのですが、法人であれば本店所在地が記載されるべきですし、この住所は代表者の住所と言うことであれば、個人の形での権利放棄かなというふうに思ってしまうのですけれども、その点はどうなんでしょうかね、ちょっとお聞きしたいと思います。

議 長(傳田創司君) 総務課長鬼頭春二君。

(総務課長 鬼頭春二君登壇)

総務課長(鬼頭春二君) 個人か、法人かということについては、法人でございます。

ここに記載されております新治産業株式会社ということになります。

それから、なぜ権利放棄なのかという話ですけれども、税等についてはこういった手続きは必要ないのですけれども、町の施設を貸し付けて賃借料をもらう場合については、こういった手続きが必要ということになりましたので、お願いをするということであります。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第3号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長(傳田創司君) お諮りいたします。

議案第3号、権利の放棄について(土地賃貸借料)は委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号、権利の放棄について(土地賃貸借料)は委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託することに決定いたしました。

日程第10 議案第4号 権利の放棄について(町営住宅使用料)

議 長(傳田創司君) 日程第10、議案第4号、権利の放棄について(町営住宅使用料)を議題 といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第4号、権利の放棄(町営住宅使用料)について、ご説明いたします。 先程、ご質問があった件と若干関わってくると思います。

合併時の町村において、町営住宅の家賃の徴収事務については努力を繰り返してきたところですけれども、具体的、明確な罰則などが無く、成果が上がってこなかったという状況をもちまして、平成19年6月に「みなかみ町営住宅家賃滞納整理等事務処理要項」を制定し、円滑な滞納家賃の徴収に努力してきたところであります。

こういう中で平成19年度には986万140円、20年度には170万1400円を既に町営住宅を退去している者を中心にいたしまして、民法第169条による債権の時効を理由に不納欠損処理してきたところでございます。そして、今年度につきましては、307万4935円を同等に不納欠損の予定をしているところでございます。したがいまして、3ヶ年度分合計が、1463万6475円となります。

しかしながら、不納欠損をしても、町の収入の調停からその滞納家賃額が消滅するということでございまして、住宅使用料を徴収する権利については、依然として存続するという状況になります。このような状況を避けるため、今後不納欠損した家賃を回収できる見込みはなく、不納欠損した滞納家賃同様、権利も消滅させることが望ましいと考えるものでありまして、この第4号議案の権利放棄のご審議をお願いするものでございます。

ご議決いただけますようお願い申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

議 長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第4号について、質疑はありませんか。

8番穂苅清一君。

8 番(穂苅清一君) 先程の3号とも関連のある事案で出されているかと思います。

詳しく知りたいと思ったのは、ここに債権者1名の名前で、あと29件ということになっておりますので、法人と個人がそれぞれ混在しているのではないかと思います。

そんな点でその区分ですね、法人が何件で、個人が何件でいくらになっているのか、それぞれ3項の所には自己破産が81万円余、住民票等で調査しても所在が不明ということが183万円とか、それで死亡している場合の金額が84万円とかということで時効による、つまり5年経過してしまっているもの、5年前までのものですね、時効が5年ですから、111万円、それで合計で146万円という事で出ているのですけれども、法人、個人ごとにそれぞれの明細があろうかと思うのですけれども、その点をお知らせ願いたいと思います。

議 長(傳田創司君) 地域整備課長増田伸之君。

(地域整備課長 増田伸之君登壇)

地域整備課長(増田伸之君) 自己破産については1名です。

住所が住民票等で調査しても不明な者4名、債権者が死亡した者については1名、民法 169条による債権の時効については24名でございます。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第4号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長(傳田創司君) お諮りいたします。

議案第4号、権利の放棄について(町営住宅使用料)は、委員会議案付託表のとおり、 所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号、権利の放棄について(町営住宅使用料)は、委員会議案付託表の とおり、所管の委員会に付託することに決定いたしました。

日程第11 議案第5号 行政財産の一部無償貸付について

議 長(傳田創司君) 日程第11、議案第5号、行政財産の一部無償貸付についてを議題といた します。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第5号、行政財産の一部無償貸付について、ご説明申し上げます。

上毛高原駅前の利根沼田広域観光センター2階部分の改修工事につきましては、去る2月25日に竣工検査を行い、完了したところであります。

この建物は、庁舎として使用されるものであり、町の行政財産であります。

本議案は、この行政財産の一部189.8㎡をみなかみ町商工会に、期間を10年間として無償で貸し付けたく、地方自治法第237条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本庁舎に商工会が入居することにより、1階に入居している観光協会を含め、観光商工 課、商工会、観光協会が一つの建物で業務を行うことになります。

行政と民間のそれぞれの役割を活かしまして、連携を図ることにより、当該庁舎は町の 観光商工振興の拠点施設として、大変有効に機能することになります。

ちょうど「ぐんまデスティネーション・キャンペーン」が来年度から開催されまして、このキャンペーンに併せて、JR東日本では、上毛高原駅をキャンペーンの中枢駅の一つとして改修するということも聞いております。

駅を中心として、今後の駅周辺の活性化も期待できるところであります。

人が集まってくる所には新たなサービスも期待できるということでございます。

当該庁舎も駅前の賑わいづくりに大きく貢献できるのではないかと思っているところで ございます。

また、従前の商工会事務所は、月夜野農村環境改善センターの一部に商工会が区分所有 している訳でありますが、その部分102㎡につきましては、町に無償貸付するという協 議が済んでおります。今回の貸付契約に盛り込む予定であります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第5号について、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7 番(原澤良輝君) 自治法の284条の4の1項ということで、行政財産は土地に関するものにしか貸し付けられず、それ以外の場合は余裕がある場合として、政令で定める場合とい

うふうに書いてあるのですけれども、政令では定めてあるのでしょうか。

それと農村改善センターというのは、町の所有ですよね。それを町が無償で借りるというのも、ちょっと変な感じがするのですけれども、この事と、それから観光協会の扱いは今どうなっているのか、教えてもらいたいと思います。

それから、無償にする理由を教えて下さい。

議 長(傳田創司君) 観光商工課長林昭君。

(観光商工課長 林 昭君登壇)

観光商工課長(林 昭君) 政令があるのかということなのですけれども、これは地方自治法施行令 第169条の3という所の政令を指しております。

> この政令の中で、「庁舎等の床面積、または敷地の内、当該地方公共団体の事務、または 事業の遂行に関し、現に使用され、または使用されることが確実であると見込まれる部分 以外の部分がある」ということで、町が使う部分以外の部分があるのは良いですよという ことでございます。

> それから2点目の農村環境改善センターで現在、商工会が事務室を使っている所については、現在、区分所有ということで、みなかみ町商工会の登記というか、所有物になっておりまして、町の所有になっておりません。

その部分について102㎡ございまして、これを今度、町の方で無償で使用させていただくということで、商工会が持っている会議室等は町が使わせてもらって、町が建てた中に商工会に入っていただくということで無償で貸し付けたいというものであります。

観光協会のあの部分については、利根沼田広域観光センターでございまして、それの設置の中で今現在はテナントというのですか、使用料を払ってあの部分を借りるという契約で観光協会は使っております。他の店舗と同じということでございます。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

11番久保秀雄君。

1 1 番(久保秀雄君) 今、観光センターの方に商工会も入って行くということで提案されている のだと思いますけれども、商工会は現在、改善センターはかなりの人が来ても大丈夫なよ うにそれなりの駐車場が確保されているかと思います。

> また先程の町長の説明の中でもありましたように、デスティネーションキャンペーンの 中核駅として上毛高原駅が位置付けられていくということで考えると、現在観光センター の駐車場が狭すぎるのではないかと思うのです。いろいろな人が集まってくることを想定 すると、駐車場の確保、観光センターの利用の仕方について、どんな計画があるのか、お 聞きしたいと思います。

> もう1点は、4月1日から、観光課がその庁舎に入っていくということが提案されているかと思います。何回か全協の中でも申し上げましたが、観光協会、商工会、観光課のあるべき姿というのを一回議論していただきたいとお願いしてあったわけですけれども、その辺について、どのような議論がされてきたのか、お聞かせいただきたいと思います。

議 長(傳田創司君) 観光商工課長林昭君。

(観光商工課長 林 昭君登壇)

観光商工課長(林 昭君) JR東日本からのお話によりますと、DCに間に合わせるように上毛高原駅を整備したいという計画がありまして、例えば待合室の位置を変えるとか、何とか整備をしたいというお話を伺っております。

H22-2 (3.3) 第1号

現在、上毛高原駅前周辺の広場については、県管轄の広場でありまして、県土整備部が 主体となりまして、上毛高原駅周辺はどうあるべきかという委員会を県の方で作っていた だきまして、町も入りまして、私なども幹事会がありまして、土木事務所ですとか、幹事 会の方でいろいろ調査をして委員会で検討しているところであります。

確かに、違法とは言わないのだそうですけれども、不法駐車が広場や道路にあるという 状況です。そんなことも含めまして、委員会の中では短期的にすぐやるということではな いのですが、将来的にあの周辺一帯を含めて駐車場の必要性ですとか、そういったことも よく検討をして行こうという状況であると、幹事会の方ではそういう話になっております。

委員会の方には出席していないので分からないのですけれども、そういった検討をしているということであります。確かに現状は、駐車場が足りないのですけれども、現在、嶽林寺の下の駐車場整備を進めておりまして、約30台ほど駐車できるのではないかと考えております。それから今のところ、駅周辺の民間駐車場に空いている所があるということで、その辺の活用も視野に入れながら、今後はどうやって駐車場を整備していくのかを検討していきたいと思っております。

次に商工会、観光協会と町行政の役割ということですけれども、行政はもちろん行政としての役割を担っていく、商工会は商工会の法律に基づいた事業を執行すると、観光協会については今のところ任意団体でありまして、地域内の観光振興に取り組んでいるところなのですけれども、町とも連携をしないと、なかなか今の段階では非常に取り組みが厳しいという現状だと思います。

ただ、実際問題、事業やイベントなどを実施したりするのは、これからDC事業もたく さんあるのですけれども、これは地域の方がやっていただかないと効果が現れないという ことで、それは地元でやって下さいと、それをサポートできる部分は行政がやりましょう ということで今連携をしていこうと考えているところです。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第5号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長(傳田創司君) お諮りいたします。

議案第5号、行政財産の一部無償貸付については、委員会議案付託表のとおり、所管の 委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号、行政財産の一部無償貸付については、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託することに決定いたしました。

日程第12 議案第6号 みなかみ町固定資産評価審査委員の選任について

議 長(傳田創司君) 日程第12、議案第6号、みなかみ町固定資産評価審査委員の選任につい

てを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第6号について、ご説明申し上げます。

現固定資産評価審査委員が任期満了となりましたので、3名の委員の選任が必要となっております。

新町発足以来の委員であります、湯原430の鈴木郁男氏と、布施2538の原澤俊氏のお二人につきましては引き続いて、選任いたしたいと思います。

あとお一人については、新たに月夜野1140の原澤勇夫氏を選任したいと考えております。原澤氏は、月夜野町役場に40年以上にわたり勤務され、税務課長ほかを歴任し、 平成17年に退職されております。

以上3名の方は、いずれも人格識見に優れ、固定資産評価審査委員として適任でありますので、地方税法第423条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。 よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第6号について、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7 番(原澤良輝君) この3名の委員は、町民代表か、納税者か、学識経験者かの区分を教えていただきたいと思います。

それから委員の任期は、条例では決まっていないのですけれども、何年にするのですか。

議 長(傳田創司君) 総務課長鬼頭春二君。

(総務課長 鬼頭春二君登壇)

総務課長(鬼頭春二君) 学識経験者ということで、3名の方の選任をお願いしたいと思います。 任期については、3年でございます。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

- 7 番 (原澤良輝君) 任期についてですが、再任委員の任期は、現在何期目なのですか。
- 議 長(傳田創司君) 総務課長鬼頭春二君。

(総務課長 鬼頭春二君登壇)

総務課長(鬼頭春二君) 今回提案されておりますのが、2期目ということであります。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

- **7 番(原澤良輝君)** 平成17年11月から現職にいると思うのですけれども、それで2期目な のですか。
- 議 長(傳田創司君) 総務課長鬼頭春二君。

(総務課長 鬼頭春二君登壇)

総務課長(鬼頭春二君) 1期目の選任が、平成17年11月24日です。

それでですね、これは私ども事務局のミスで大変に申し訳ないのですけれども、当初は 任期4年という事で考えてございました。それが平成21年の11月23日です。

それで、この間、また空白があるわけですが、任期切れがあったのが分からなくて、今回の提案になってしまったということで、お詫びいたします。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第6号の質疑を終結いたします。

これより議案第6号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第6号の討論を終結いたします。

議案第6号、みなかみ町固定資産評価審査委員の選任についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号、みなかみ町固定資産評価審査委員の選任については、原案のとおり同意されました。

日程第13 議案第7号 町道路線廃止について 議案第8号 町道路線認定について

議 長(傳田創司君) 日程第13、議案第7号、町道路線廃止について、議案第8号、町道路線 認定について、以上2件を一括議題といたします。

町長より、一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第7号、第8号につきまして、関連がございますので、一括して提案 理由を申し上げます。

> この2議案は、主に新治地区における築造道路並びに水上中央土地改良事業の施行に伴 う道路の廃止と認定でございます。

> まず、第7号議案でございますが、新治地区の町道36路線、同じく水上地区の14路線、月夜野地区1路線の計51路線、合計延長11,701mを廃止するものであります。

次に第8号では、新治地区における築造道路45路線、水上地区においては、水上中央 土地改良事業等で築造された18路線、月夜野地区は3路線の計66路線、合計延長15, 147mを町道として認定するものであります。個別の一覧表、図面等、議案に添付され ております。よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申上げます。

議 長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより一括して質疑に入ります。 議案第7号、議案第8号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第7号、第8号の質疑を終結いたします。 これより議案第7号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 **長(傳田創司君)** ありませんので、これにて議案第7号の討論を終結いたします。

議案第7号、町道路線廃止についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号、町道路線廃止については、原案のとおり可決されました。

議 長(傳田創司君) これより議案第8号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第8号の討論を終結いたします。

議案第8号、町道路線認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号、町道路線認定については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第9号 辺地に係る総合整備計画の変更承認について

議 長(傳田創司君) 日程第14、議案第9号、辺地に係る総合整備計画の変更承認についてを 議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第9号、辺地に係る総合整備計画の変更承認について、ご説明申し上 げます。

今回、計画変更する辺地は、藤原辺地でございます。既存の計画では、除雪機械整備事業費として5400万円を計上しておりますが、当地区において国補補助事業により、光ファイバーのブロードバンド環境が整備できることになりましたので、電気通信施設整備事業を追加するものであります。

事業費は6633万8千円を予定しており、財源内訳といたしましては、特定財源が4643万8千円、一般財源が1990万円となっております。

なお、一般財源については、全額を辺地対策事業債で対応いたします。

光ファイバーの未整備地区につきましては、国の補正予算を活用して、猿ヶ京局と藤原 局内を実施しますが、これにより町内の全地域で光ファイバーによるブロードバンド環境 が整うことになります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第9号について、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

- **7 番**(原澤良輝君) 電気通信施設の方に6600万円と事業費が計上されていますが、これは 先だっての予算で1億6千万円計上された内の藤原分というふうに理解していいのですか。
- 議 長(傳田創司君) 総合政策課長宮崎育雄君。

(総合政策課長 宮崎育雄君登壇)

- **総合政策課長(宮崎育雄君)** 仰るとおり、全体では1億9200万円あったと思うのですけれども、 その一部が藤原辺地ということで計上させていただいております。
- 議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第9号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長(傳田創司君) お諮りいたします。

議案第9号、辺地に係る総合計画の変更承認については、委員会議案付託表のとおり、 所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号、辺地に係る総合計画の変更承認については、委員会議案付託表の とおり、所管の委員会に付託することに決定いたしました。

議 長(傳田創司君) この際、休憩いたします。10時35分より再開いたします。 (10時20分 休憩)

(10時35分 再開)

議 長(傳田創司君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第15 議案第10号 みなかみ町上牧駅前駐車場の設置及び管理に関する条例 の制定について

議 長(傳田創司君) 日程第15、議案第10号、みなかみ町上牧駅前駐車場の設置及び管理に 関する条例の制定についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第10号について、ご説明申し上げます。

昨年7月の臨時議会において、ご議決賜りました上牧駅前の駐車場整備につきましては、 用地買収に時間を要したところでありますけれども、先月工事を発注いたしまして、3月 中には完成する見込みであります。

上牧駅は、町民の交通の結節点であると同時に観光客送迎の駅でもあります。

現在、駐車場がございますが区画がなく、利用規定もありませんので、早く利用する方

から駐車し、満車になるという状況です。

整備後の駐車台数については25台を見込んでおり、区画線を引き、利用箇所の特定を行うという形で整備いたします。

そのため利用者から、月極めで受益者負担としての使用料を徴収したいと考えているところであります。使用料につきましては、近隣の民間駐車場の料金を参照いたしまして、1月当たり2500円に設定したい考えであります。

また、使用者の選定方法、その他、条例の効果でございますけれども、使用者の選定は 期限を定めて申し込みを受け付け、申し込みが区画数を超える場合は抽選により決定し、 その使用期間は1年間とする。期間満了後も使用したい場合については、再度1年間の使 用許可を受けていただくということです。

また、使用料については、駐車場の除草や公衆トイレの清掃委託料、その他、公衆トイレの電気料、水道料及び消耗品費等、駐車場とその周辺の管理に充当するよう考えているところであります。

なお、指定管理者を指定して管理させるということも出来ることを条例の中に規定させていただいております。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第10号について、質疑はありませんか。

17番森下直君。

- **1 7 番(森下 直君)** 今、近隣使用料を参考にして2500円に決めたということですが、町内の後閑駅周辺の駐車料金はいくらか、お聞かせ願いたいと思います。
- 議 長(傳田創司君) 町長岸良昌君。
- 町 長(岸 良昌君) 後閑駅周辺の駐車場、旧Aコープ跡地を駐車場として整備するということ でご議決も願っておりますし、現在更地になって整備の発注もしようとするところでござ います。

これについては、いくらにするということについては、まだ案は出来ておりません。どのような利用形態にするのか、月極にするのか、その他の利用形態にするのかというのを含めまして、現在検討中でございます。

議 長(傳田創司君) 観光商工課長林昭君。

(観光商工課長 林 昭君登壇)

観光商工課長(林 昭君) 観光商工課が管理をしているわけではありませんけれども、後閑駅前の 駐車場を町の管財係が管理している所については月極3千円であります。

それから後閑駅のJRが管理している土地については、3675円です。

簡易郵便局が管理している所については、4千円という状況です。

- 議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。
 - 20番本多秀侓君。
- 2 0 番(本多秀律君) 上牧がいよいよ出来て、駐車場が出来ることは大変良いことだと思います。 後閑駅前も先程来、お話があるように、駐車場があるのですが、実は雪が降ったときの 除雪については今後どういう方向でやるのか、お伺いしたいと思います。
- 議 長(傳田創司君) 観光商工課長林昭君。

(観光商工課長 林 昭君登壇)

観光商工課長(林 昭君) 雪の状況にもよるのですけれども、少ないときには借りている人に対処していただきたいということです。

機械等を持ち込まなければどうしようもないような大雪が降った場合は、これは当然、 町の駐車場ですから、町が対応したいと考えています。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

17番森下直君。

1 7 番 (森下 直君) まだ質問が終わっていなかったのですが、他を指されてしまったのですけれども。

町で所有している現行の駐車場が3千円ということで、上牧は2500円ということで、500円の差があり、それを上げろとは言いませんが、一応そういう実態があることを踏まえて、いろいろと今後の対応について検討するよう申し入れておきたいと思います。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

20番本多秀侓君。

2 0 番(本多秀律君) 先程、課長が言ったように、そういうことで結構なのですが、実は本当に 駅前を利用しているお客様はですね、朝、時間ギリギリに入ってくるのですね。

電車に乗るわけですから、そういうことになるのですが、来てみたら雪が多かったということが現にありますので、やはり利用しているお客様から有料なのに除雪がないよという話も伺っています。

ですから、全てじゃないのですが、概ねどのくらいになったら除雪、真ん中だけでもいいのですね、両脇はあれですから。真ん中だけ雪がかいてあっても中に入れるというような意見もあるので、その辺を今後どういう方向が良いのか、ちょっとお聞かせいただければと思っています。

議 長(傳田創司君) 観光商工課長林昭君。

(観光商工課長 林 昭君登壇)

観光商工課長(林 昭君) 他の駐車場も、現状は借りている方で対応して欲しいという状況になっております。

たくさん雪が降って、使えなくなるということも当然あろうかと思いますけれども、その辺については契約を結ぶ段階で利用者とよく協議をしながら、それでたくさん降った場合には、町が除雪するわけでなのですけれども、その時に今度は車を駐車されてしまっていると除雪が出来ないとか、いろいろと問題もありますから、よくその辺は利用者と話し合いをしながら、上手く対応が出来るようにして行きたいと思っていますので、よろしくお願いします。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

2番阿部賢一君。

2 番(阿部賢一君) 上牧駅駐車場は、実際、何台分の駐車スペースが増えたのか教えて下さい。

議 長(傳田創司君) 観光商工課長林昭君。

(観光商工課長 林 昭君登壇)

観光商工課長(林 昭君) 用地買収した部分は350㎡あります。

ただ、現状が利用している人たちが申し合わせがあるのかどうか分かりませんが、もの 凄く狭く使用しています。

それで15~16台が、駐車利用しているという状況です。

奥の方を用地買収して、拡張する訳なのですが、そこに行く通路などがありますので、25台駐車できるように目指しているわけですが、これから区画線を引いたり、一区画が2m50cmの幅にすれば、余裕で駐車できるのですけれども、現状はもの凄く狭く使用し

てるという状況です。議員の皆さんが今駐車してもらっている町の西側駐車場が2m30 cmなのですね。ちょっとあれも狭いなという状況ですけれども、そのくらいで出来ないか、今検討しているところです。

そういう中で25台を目指しているのですけれども、場合によれば22~23台になるかというような状況でございます。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第10号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長(傳田創司君) お諮りいたします。

議案第10号、みなかみ町上牧駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の制定については、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号、みなかみ町上牧駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の制定については、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託することに決定いたしました。

日程第16 議案第11号 みなかみ町課設置条例及びみなかみ町水道事業の設置等に 関する条例の一部を改正する条例について

議 長(傳田創司君) 日程第16、議案第11号、みなかみ町課設置条例及びみなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第11号、みなかみ町課設置条例及びみなかみ町水道事業の設置等に 関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

> 今回の機構改革は、環境行政と上下水道行政を分離いたしまして、それぞれの環境行政 の充実、そして専門化して上下水道の行政ということで、それぞれの運営体制を強化する ものであります。

> このため、課の設置と廃止の必要が生じ、条例の一部改正をお願いするものであります。 なお、この条例改正と合わせまして、水上・新治の両支所を総務課に編入し、連携の強 化と組織のスリム化を両立させたいと考えているところであります。

> また、総務課内に行革推進室を、そして観光商工課内にデスティネーションキャンペーン推進室を設置し、教育課内に生涯学習推進室を、そして水上支所内に地域整備所管の除雪センターをそれぞれ新設いたしまして、執行体制の強化を目指して参りたいと思っているところであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。 議案第11号について、質疑はありませんか。

19番速水一浩君。

1 9 番 (速水一浩君) 今、町長から提案をいただいたわけですけれども、その説明の中で支所を 総務課に編入するということですが、そうすると今、支所長が2人、議会に出席をされて いるわけですが、今後、改正後は支所長が議会に出席を出来なくなるのかどうか。

それと課長職でなくなるということだと思うので、課長会議が月に何回かあると思うのですけれども、それにも出席できなくなるのかどうか、お聞かせいただければと思います。

- 議 長(傳田創司君) 町長岸良昌君。
- 町 長(岸 良昌君) 考え方について、ご説明いたします。

今、ご指摘のように支所長の役職のランクとして、課長職ではなくなるという、これは 人事との関係もありますけれども、形式的にはそういうことになろうかと思います。

なお、両支所との業務の連携でございますが、先程連携の強化と申し上げましたが、総 務課の組織として、日常的に総務課長の下で一体的に調整をしたいと思っております。

なお、課長会議については、内部の組織でございますので必要性があれば出席してもら うという、内部の考え方で再度検討したいと思っております。

なお、議会について出席するかどうかということでございますけれども、いわゆる課長職という形で仕切りますと、議会出席はございませんけれども、これは議員各位の方からのご提案で出席の必要があるということで個別に要請をいただくか、あるいは個別の要請を慣例としていつも出席させるという対応も必要であれば、可能だと思っております。

この辺については、組織の形式論とは別に実態で必要だというご指摘などがあれば、議員各位とご相談をする中で議会からの要請を受けて対応していくということは可能だと思っております。

何れにしても、実体的に町全体の運営が円滑に、尚かつ各地域からの情報ももれなくということについては意識しておりますし、まさに説明の中で申し上げましたとおり、連携の強化という視点で支所の運営を総務課の中の所管にしたいということでございます。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

19番速水一浩君。

19番(速水一浩君) 仰る主旨は良く分かります。

その中でまず一つ、議会の方からの要請があればということがあったわけですけれども、 やはり支所それぞれに住民はやはり地区住民ですね、水上地区、新治地区の住民は頼ると ころはかなり大きいと思います。

情報もやはりある程度集まり易いという部分はかなり持っているのだと思うのですね。これが例えば、今20数人支所にいると思うのですけれども、これがだんだんと行政改革の中で減らさざるを得なくなって、だんだんと縮小していった場合には、ある程度やむを得ないという部分はあると思うですが、今なお20数人の支所職員がいるわけなので、その中で統括する部分として、やはり議会の雰囲気だとか、意見だとか、そういうものをしっかり支所長に聞いていただく、やはり必要性が、直に聞いていただく必要性があるのだと思うのですね。その辺を踏まえて、ぜひ議会の皆さん、これから新しい議会になるわけですけれども、その時点でもぜひ支所長の出席を求めるような形の中でお願いできればというのが一つあります。今の要請を町長、どう思うか、ご答弁いただけますか。

議 長(傳田創司君) 町長岸良昌君。

町 長(岸 良昌君) ただ今のご指摘でございますが、支所機能、支所の人数をどうするかという点については、何れにしても縮小せざるを得ないのか、縮小した方が効率的なのかという点がございます。

この辺を含めて、今ご指摘のように人数という意味では、縮小の方向で今後検討をしていくということでございます。支所の形を総務課の中で、連携を強化するという中で、その運営の中で支所の配置人数を減らしていくのか、支所の配置人数を減らした後に総務課の所管にするのかというのは考え方の差だと思いますけれども、基本的認識では議員のご指摘と同じだと思っております。

どちらが良いのか、今この条例案に付属する規則としてご説明し、お願いしているということについては、ご指摘のありましたような地域の意見の集約、あるいは情報の収集、これらについて、不都合を来さないように、尚かつ出来れば強化されるような方向をもって考えていくと、総務課長が常日頃、支所長と連携し、総務課長でございますから、各課との調整もその場でやるということが強化につながるかなという考え方を持っております。

また、情報の提供、あるいは議場での雰囲気等々を十分に支所長として把握するという 点については、まさに議会とのご相談でございますけれども、ご指摘のような方向での認 識を持って、今後、議長はじめ議員の皆さんと調整をして行きたいと考えております。

- 議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。
 - 8番穂苅清一君。
- **8 番(穂苅清一君)** 今、速水議員が発言されたことについては、私も同感であり、心配していたことであります。

連携という言葉で言うと、それは必要なことだと思いますし、すでに今までもそういう 方向でやってきたのではないかと私も理解しております。

しかし、前提としてなる事が、何か前の行財政改革等の答申ももちろん出ているわけですけれども、2つの支所を廃止の方向で進むのではないかという危惧も感ぜなくもないので、そういう方向であってはちょっと困るかなという感じがするのですけれども、その点はいかがなのでしょうか。

- 議 長(傳田創司君) 町長岸良昌君。
- 町 長(岸 良昌君) 支所の廃止と、支所という名前をいつまで使うのかというご質問であれば、 まだこれは今後、議員の皆さん方とご相談をしながら、進めていくというふうに考えてお ります。

支所の廃止というよりも、町行政の一体性というものを今後強調していきたいという考えは持っております。

- 議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。
 - 7番原澤良輝君。
- **7 番(原澤良輝君)** 予算関係で支所の宿直を廃止するというのが出ていると思うのですが、それとの関係はどうなっているのでしょうか。
- 議 長(傳田創司君) 総務課長鬼頭春二君。

(総務課長 鬼頭春二君登壇)

総務課長(鬼頭春二君) それは特には関連はございません。

ただ、現在も両支所で宿直のために職員を置いているわけですけれども、問い合わせなども大分少ないという話も聞いておりますので、支所に入った電話は本庁に転送するようなことで、十分対応ができるということを判断しまして、両支所の宿直については4月か

ら廃止したいと考えております。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

4番山田庄一君。

- 4 番(山田庄一君) 今、地区の要望や困ったことがあったときに支所に行って、支所長に相談をして結構解決をしてもらうことが多いのですけれども、そうすると支所長ではなくて、 支所に相談を持って行ったときに総務課長の方まで行って「じゃぁちょっと聞いてきますよ。」とか、そういう形になるということではないのですか。
- 議 長(傳田創司君) 町長岸良昌君。
- 町 長(岸 良昌君) それぞれの地区の情報が支所に来るというのは仰るとおりでございます。 それについて、迅速な処理、これについて今の形態であろうが、総務課所管の組織にな ろうが同じ対応が出来るというふうに考えております。
- 議 長(傳田創司君) 4番山田庄一君。
- **4 番(山田庄一君)** ということは、支所長の判断で、大きな事は別にして、今までの形態とそれは変わらないということで良いのですか。
- 議 長(傳田創司君) 町長岸良昌君。
- 町 長(岸 良昌君) 基本的には支所で今まで出来ていたことを減らすという考えはありません。
- 議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第11号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長(傳田創司君) お諮りいたします。

議案第11号、みなかみ町課設置条例及びみなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号、みなかみ町課設置条例及びみなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託することに決定いたしました。

日程第17 議案第12号 みなかみ町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議 長(傳田創司君) 日程第17、議案第12号、みなかみ町職員の給与に関する条例等の一部 を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第12号について、ご説明申し上げます。

平成22年4月1日に施行予定であります労働基準法の改正に伴いまして、超過勤務手 当の支給割合を引き上げると共に、この割増賃金の支給に代えた有給休暇の仕組みを導入 することといたしました。

また、この法改正を踏まえた人事院勧告、月60時間を超える超過勤務手当の支給割合の引き上げ並びに超勤代休時間の指定についての勧告、これが人事院勧告としてございました。これに基づきまして、関連のあります「みなかみ町職員の給与に関する条例」、「みなかみ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「みなかみ町職員の育児休業等に関する条例」の3条例を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第12号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第12号の質疑を終結いたします。

これより議案第12号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第12号の討論を終結いたします。

議案第12号、みなかみ町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを 採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号、みなかみ町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第13号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例について

議 長(傳田創司君) 日程第18、議案第13号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する 条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第13号について、ご説明申し上げます。

本改正は、水上地区における農業振興地域整備計画の農用地区域から除外された2筆の 土地を新たに加え、平成22年度からの都市計画税課税区域を改めるものでございます。 よろしくご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第13号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第13号の質疑を終結いたします。 これより議案第13号について、討論に入ります。 まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第13号の討論を終結いたします。

議案第13号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例については、 原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第14号 みなかみ町出産祝金支給条例の一部を改正する条例について

議案第15号 みなかみ町立幼稚園条例の一部を改正する条例について

議案第16号 みなかみ町立保育園条例の一部を改正する条例について

議案第17号 みなかみ町立児童館条例の一部を改正する条例について

議 長(傳田創司君) 日程第19、議案第14号、みなかみ町出産祝金支給条例の一部を改正する条例についてから、議案第17号、みなかみ町立児童館条例の一部を改正する条例についてまで、以上4件を一括議題といたします。

町長より、一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第14号から17号まで関連がありますので、一括してご説明いたします。

まず、議案第14号について、ご説明申し上げます。

出産祝金は、次代を担う児童の健全な育成と福祉の増進を図ることを目的に、みなかみ 町が合併した平成17年10月1日から施行され、今日に至っております。

今回、平成22年度から国の制度として「子供手当」を支給するということで、子供に対する直接支払いの制度が進んだということに伴いまして、条例改正をお願いするものであります。

改正内容としては、第1子の2万円はそのままの額でございますが、第2子は10万円を5万円に、第3子以降は30万円を15万円にいたすものでございます。

次に議案第15号でございますが、保育園保育料等の保護者の負担軽減の観点から、現在、町立幼稚園の保育料は月額4000円で、保育料とは別に給食費として月額3600円を徴収しており、保護者の負担月額は7600円となっているところあります。

今回、町では幼稚園教育の充実と振興を図り、園児の保護者の負担を軽減するため、給食費を含めて保育料を月額5000円に改正するものでございます。

これにより保護者の負担が実質月額2600円、年間では3万1200円の軽減となり

ます。

続いて議案第16号についてですが、平成20年度より議会の教育施設等検討特別委員会で熱心にご協議いただき、その方針として、幼保連携型施設として「こども園」の検討がなされ、学校法人建明寺学園の協力のもと、「水上わかくりこども園」が平成22年度から開園となる運びとなりました。

その開園に伴い、みなかみ町立第一、第二保育園は3月末日をもって廃止いたしたく改正をお願いするものでございます。

最後に議案第17号でございますが、今回の改正は、みなかみ町立名胡桃児童館、羽場 児童館を廃止する改正でございます。

名胡桃児童館は平成19年度、羽場児童館は平成20年度をもってそれぞれ活動を停止しております。今後、再開の予定はありませんので、児童館条例より削除しまして、普通財産として管理し、必要があれば施設の有効利用を図っていきたいというために削除するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第14号について、質疑はありませんか。

2番阿部腎一君。

- 2 **番 (阿部賢一君)** 出産祝金制度なのですけれども、本年度当初で680万円計上されている のですが、平成21年度の支出額を教えて下さい。
- 議 長(傳田創司君) 子育て健康課長木暮勤君。

(子育て健康課長 木暮 勤君登壇)

- **子育て健康課長(木暮 勤君)** 平成21年度予算額は1330万円でございます。したがいまして、650万円の減額となっております。
- 議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

2番阿部賢一君。

2 番 (阿部賢一君) 650万円の減額ということなのですが、子供を産み育てるなら、みなかみ町で、育てる部分については保育料と幼稚園のいわゆる2600円の軽減ということで大変歓迎されるところなのですけれども、やはり産むということに関して、やはり650万円は大金なのですけれども、出産に対する一時のお祝い金として、これは町独自の祝い金制度として残すべきではないかと考えております。

参考までに近隣市町村の第1子から第3子までの出産祝い金額を教えて下さい。

議 長(傳田創司君) 子育て健康課長木暮勤君。

(子育て健康課長 木暮 勤君登壇)

子育て健康課長(木暮 勤君) 近隣市町村、利根沼田管内なのですけれども、沼田市については第 3子からの支給で20万円です。川場村についてもやはり第3子からの支給で10万円、 片品村についてもやはり第3子からの支給で30万円となっております。

第1子からの支給はみなかみ町のみとなっております。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

10番髙橋市郎君。

1 0 番(髙橋市郎君) いわゆる少子化に対してどうするかということを町長も、「町長と語る会」 でこういう資料でお話をなさっている。

子育て支援に対しては、子供手当なりで充実をしてきたということは国の政策で1万3

H22-2 (3.3) 第1号

千円が2万6千円だかでやるということですよね。それはそれとして、やはりこれは町長の資料を見ると、みなかみ町の少子化というのは、全国平均、また群馬県の平均との比較が出ていますけれども、非常に危機的な状況だというふうに、これを見る限り感じるわけですよね。

平成47年までの推計が出ているわけですけれども、明日一般質問をするのであまりここで聞いてはいけないかと思っているのですけれども、やはり少子化対策というのはステージがいろいろあると思うのですよね。やはり明日質問するのは、子供が産まれる前段をやろうと思っているから、今日は産まれる段階ということで。

この数字を見る限り、近隣市町村がどうであるとかは置いておいて、やはりみなかみ町はこうなのだというのを示すことが私は必要だと思うのですよね。

そういう意味から、子供手当を国でやるから、こういう事もそれなりに町村で生じてくると思うのですけれども、やはりみなかみ町の危機的な状況をどうするかというのは、総合的な施策が必要なわけですから、ここはもう少し踏ん張って、6百数十万円はもう少しケチらないで、一つやった方が良いなと思うのですけれども、どうですか。

議 長(傳田創司君) 町長岸良昌君。

町 長(岸 良昌君) ただ今の点はご指摘のとおり、みなかみ町の少子化を考えると非常に深刻な状況にあるというのはそのとおりだと思います。

つまり少子化がなぜ起きているかということについては、いろいろな要因がございます。これについては簡単に議論ができる話ではないと思いますし、しても多様だと思います。

これについては、明日の答弁にも関わってくると思いますけれども、基本的には若い人がみなかみ町に住んでいただく、若い人にみなかみ町に残っていただく、これが一番重要だと思っております。

さて、今のご指摘でございます。先程もご説明しましたように、子供に対して直接に子供がいるということに対して、それの支援をしていくということが国で極めて充実した形で「子供手当」ということで施行されます。

その時に直接支払う形での子育て支援なり出産支援ということについて、ゼロにはいた しません、一歩引いても良いのかなということでございます。

さらに付け加えて申し上げますと、第3子は今まで30万円でございましたが、今回、15万円になると、15万円が減ったから第3子が持てる状況にあるご夫妻が持たないということは考えられないと思っておりますので、財源問題というよりは、財源については先程減額650万円ということでしたけれども、保育料の軽減などで、それ以上の予算措置を議会にお願いするところでございます。

その額という問題ではなくて、直接に子供さんを持ってらっしゃる、あるいは子供をお 持ちになったということに対しての手当て、支援というものは国で極めて充実させたので、 市町村としては一歩引いても構わないのかという考え方でございます。

- 議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。
 - 10番髙橋市郎君。
- 1 O 番(高橋市郎君) 確か今日の新聞だったと思うのですけれども、いわゆる扶養控除が廃止される関連で、世帯によっては所得と子供の数との関係なのですけれども、今日はちょっと持ってこなかったのですけれども、その点で負担増になるというような数字が出ていたように思うのですが、その点はいかがなのですかね。
- 議 長(傳田創司君) 町長岸良昌君。

町 長(岸 良昌君) 私も詳細な数字を持ち合わせていませんけれども、一般論で申し訳ありませんが、例えば、子育て支援、子供を持っている方に支援をするという形の施策が出てきたときに、これはどのような施策でもそうですけれども、制度の変更ということについて、トータルでは支援強化になっているけれども、ある一部で逆転現象が起きると、これはどのような施策変更に対しても有り得ることだと思っております。

今、髙橋議員のご指摘の件が出産という点について、扶養手当の控除が無くなる云々ということは、どのように直接効いてくるのか、明日までに詳細に検討させてもらいます。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第14号の質疑を終結いたします。

長(傳田創司君) 次に議案第15号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第15号の質疑を終結いたします。

議 長(傳田創司君) 次に議案第16号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第16号の質疑を終結いたします。

議 長(傳田創司君) 次に議案第17号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第17号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議

議 長(傳田創司君) お諮りいたします。

議案第14号、みなかみ町出産祝金支給条例の一部を改正する条例についてから、議案 第17号、みなかみ町立児童館条例の一部を改正する条例についてまでは、委員会議案付 託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号、みなかみ町出産祝金支給条例の一部を改正する条例についてから、議案第17号、みなかみ町立児童館条例の一部を改正する条例についてまでは、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託することに決定いたしました。

日程第20 講案第18号 みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

議 長(傳田創司君) 日程第20、議案第18号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改 正する条例についてを議題といたします。

> 町長より、提案理由の説明を求めます。 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第18号について、ご説明申し上げます。

小口資金融資につきましては、群馬県の制度融資との協調により実施しているところでございます。中小企業金融円滑化法の施行に伴いまして、県の制度融資の取り扱いが改正されたところであります。このため県の制度に合わせまして条例を改正するものであります。

内容につきましては、借換制度の期間を平成23年3月31日まで延長するものであり、本条例附則3項中「平成15年4月1日から平成22年3月31日までの間」とある箇所を「平成15年4月1日から平成23年3月31日までの間」と変更するものであります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第18号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第18号の質疑を終結いたします。

これより議案第18号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 **長(傳田創司君)** ありませんので、これにて議案第18号の討論を終結いたします。

議案第18号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第19号 みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議 長(傳田創司君) 日程第21、議案第19号、みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する 条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第19号について、ご説明申し上げます。

ゴミの収集につきましては、可燃・不燃ゴミとも指定袋による分別収集を実施しております。その中で、特に資源ゴミの瓶については、現在の中サイズのみでは重くなり、収集場所に持っていくのが大変であるといった住民からの意見が寄せられております。

また保管スペースが少なく、資源ゴミがいくつかに分かれておりますので、少量でも出せる資源ゴミの「小」というものを設定いたしまして、その手数料については1枚10円

としたいと、これを設定、追加するための改正であります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第19号について、質疑はありませんか。

19番速水一浩君。

19番(速水一浩君) 今回の指定袋は、資源ゴミ袋の「小」を10円にするということですが、 これは消費者からいただくということだと思います。

> これに関連してお聞きしたいのは、例えば、この10円のゴミ袋を売るのに売っている お店の手数料、その手数料というのは要するに儲けだと思うのですが、それがいくらくら いあるのかお聞かせ下さい。

議 長(傳田創司君) 生活環境課長山賀晃男君。

(生活環境課長 山賀晃男君登壇)

生活環境課長(山賀晃男君) ゴミ袋の手数料については、1枚3円ということで業者にお願いして おります。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

19番速水一浩君。

- **1 9 番 (速水一浩君)** 3円というのは、一律全部 3円なのですか、あるいは大きさによって違う のか、10円の袋だと 3円だということですか。
- 議 長(傳田創司君) 生活環境課長山賀晃男君。

(生活環境課長 山賀晃男君登壇)

生活環境課長(山賀晃男君) 現在のところ、一律3円という事でやっております。

議 長(傳田創司君) 19番速水一浩君。

1 9 番(速水一浩君) そうすると、一枚70円のゴミ袋も3円だということだと思いますよね。 10円に対して、3円というのは割と率が高いと思うのですけれども、70円に対して、 3円というのは非常に率は低いと思います。

例えば、それを店の利益を上げるためには、ある程度利幅を取らせると、今度は指定のゴミ袋の値段が高くなって、住民に非常に負担が掛かるということになると思うのですけれども、取り敢えず手数料を上げてくれとか、そういうことではないのですが、今現状で大型店のサンモールとかベイシアで住民サービスというか、お客様のサービスのために指定ゴミ袋を置くという観点もあるのですね。

ただ、末端の例えば、藤原地区だとかそういう所のお店だと、置いていないと非常に地域住民の人たちは困るわけなのですよ。困るのだけれども、実際、そのお店がどういう負担をしているかというと、基本的に一つのロットが決まっていて、それも尚かつ前払いになるわけです。

先程言ったように一枚70円の袋を売るのに3円の利益の中で、非常にリスクの高い、 商売をされているというのが現状だと思うのですね。非常に苦しいのだと思うのですよ。

やはりロットも、藤原の一つのお店でちょっと話を聞いたことがあるのですけれども、 1回ロットを取るのに十数万円掛かると、それは先払いで、尚かつ最終的な利益は一枚3 円程度だということで、無ければ困るから一生懸命にやっているけれども、非常に厳しい よねっていうのが現実的にあるのだと思うのですよね。

その辺を踏まえて、手数料を上げてくれとか、どうとかというと、本当にそれは全住民 の負担に関わるのでそういう事はなかなか言えないですけれども、その辺を例えば先払い とか、発注のロットの数だとか、その辺を少し検討していただけないか、答弁をお願いします。

- 議 長(傳田創司君) 町長岸良昌君。
- **町 長(岸 良昌君)** 担当課長から答えると、厳しい答えになると思いますので、包括的に答え させていただきます。

今、議員からご指摘がありましたように、逆の言い方をしますと、相当遠隔地においては地域の人がゴミ袋を買うのに困るだろうから、うちの店は頑張ってやっているよと、その店の取り扱い金額で分かりませんけれども、その周辺の人が期待しているのはゴミ袋を置いておいてもらっているというのは非常に大きいというのはあります。

確かにそういう単位で言いますと、今議員からご指摘があったようなご苦労はあると思います。

ですから、町の方の歳入が滞ったり、あるいはその方が何かの事情があった時に、先にもらっておかないと回収できないといったようなことがあるので、今の形だと思いますけれども、これはそういうのを支援する基金を作るとかとですね、不納にならないように措置をするとか、ある意味、今仰いましたそれぞれの方が被っているリスクというものを町の方が代わってリスクを背負えるような手法、これについて検討したいと思いますし、恐らく検討しますと、いくらかと言えども、予算もかかることだと思います。

至急、検討をして措置が、予算などが必要であれば、なるべく早い機会の補正をお願いするとか、そういう形で今ご呈示いただきましたご苦労というものをいくらかでも解消できるような方法を検討してみたいと思います。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第19号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長(傳田創司君) お諮りいたします。

議案第19号、みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号 みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託することに決定いたしました。

日程第22 議案第20号 みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議 長(傳田創司君) 日程第22、議案第20号、みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正す る条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第20号について、ご説明申し上げます。

水道事業会計は、不景気による業者さんの節水であるとか、旅館の倒産等により収納不納など大変厳しい状況にあります。

このような現状を踏まえ、安定した経営を図るため、また公平・公正の観点から、給水停止措置を行うなどして、それらの手段を場合によっては講ずるということで、料金の未納整理に力を注いでいるところでございます。

そのなか、料金の時効期間が地方自治法の定める5年というものから、民法170条1 号による2年に行政解釈の変更があったところであります。

しかし、2年を経過し、会計上不納欠損処理をしても料金債権が残ってしまうという状況でございます。

したがいまして、今改正は、37条2では行方不明者及び支払い能力が無いと判断した者について、督促を出した日から5年を経過した場合、37条2の2では債務者の死亡で相続人がいない者及び破産等により料金債務を免れた時は、税金や下水道処理料と同様に債権放棄が出来るように条例化をするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第20号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第20号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長(傳田創司君) お諮りいたします。

議案第20号、みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、委員会 議案付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませ んか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号、みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、 委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託することに決定いたしました。

日程第23 議案第21号 みなかみ町簡易水道事業の設置に関する条例の一部 を改正する条例について

議 長(傳田創司君) 日程第23、議案第21号、みなかみ町簡易水道事業の設置に関する条例 の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第21号について、ご説明申し上げます。

湯宿簡易水道組合は、昭和35年以来、管理・運営を独自で行ってきております。

今後の管理、水道技術の管理者の問題等々の視点から、21年度の総会で町へ移管したいという決議がされたところであります。

それに基づきまして、当該組合より、町に施設を移管し、町営水道に加入したいという申し込みがありましたので、湯宿簡易水道事業を町の給水区域に加える条例改正をお願いしたところであります。よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第21号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第21号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長(傳田創司君) お諮りいたします。

議案第21号、みなかみ町簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご 異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号、みなかみ町簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する 条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託することに決定いたし ました。

日程第24 議案第22号 みなかみ町公民館条例の一部を改正する条例について

議案第23号 みなかみ町歴史民俗資料館等条例の一部を改正する条例 について

議案第24号 みなかみ町体育施設条例の一部を改正する条例について

議案第25号 みなかみ町新治B&G海洋センター条例の一部を改正す る条例について

議案第26号 みなかみ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例 について

議 長(傳田創司君) 日程第24、議案第22号、みなかみ町公民館条例の一部を改正する条例 についてから、議案第26号、みなかみ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例についてまで、以上5件を一括議題といたします。

町長より、一括して提案理由の説明を求めます。 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第22号から26号まで、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第22号についてであります。

みなかみ町教育委員会が利用している事務室に隣接する和室と廊下の一部を事務室に転 用するという改修を行い、事務局機能の充実を図ろうとしております。 そのため、みなかみ町公民館条例の一部の改正をお願いするものであります。 次に議案第23号についてであります。

月夜野郷土歴史資料館、水上歴史民俗資料館、雲越家住宅資料館の入館料については、 消費税導入時以来、210円に設定していますが、利用者から10円玉の支払いが煩雑だ というご指摘もございまして、受付事務を簡略化し、利用を促進するために100円単位 の料金に設定するものでございます。

次に議案第24号から26号についてまで、ご説明申し上げます。

町民の体力の向上と健康の増進、利用の促進を図るため、みなかみ町体育施設、新治B&G海洋センター及び幼稚園・小学校・中学校の体育施設の町内利用者に対しまして負担を軽減するため使用料を減額し、また町外利用者については、近隣市町村との均衡を検討いたしまして増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。 議案第22号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第22号の質疑を終結いたします。

議 長(傳田創司君) 次に、議案第23号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第23号の質疑を終結いたします。

議 長(傳田創司君) 次に、議案第24号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第24号の質疑を終結いたします。

議 長(傳田創司君) 次に、議案第25号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第25号の質疑を終結いたします。

議 長(傳田創司君) 次に、議案第26号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第26号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長(傳田創司君) お諮りいたします。

議案第22号、みなかみ町公民館条例の一部を改正する条例についてから、議案第26号、みなかみ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例についてまでは、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号、みなかみ町公民館条例の一部を改正する条例についてから、議

案第26号、みなかみ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例についてまでは、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託することに決定いたしました。

日程第25 議案第27号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について 議案第28号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について

議 長(傳田創司君) 日程第25、議案第27号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、議案第28号、群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について、以上2件を一括議題といたします。

町長より、一括して提案理由の説明を求めます。 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第27号及び28号について、関連がありますので一括してご説明申 し上げます。

まず、第27号についてであります。これは群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関するものですが、内容としましては、第一に、平成22年3月28日から、六合村が廃されて中之条町に編入されます。また第二に、組合の組織団体である下仁田南牧医療組合が平成22年3月31日限りで共同処理をやめるという件がございます。

第三に、組合の組織団体である館林邑楽農業共済事務組合が平成22年3月31日限りで解散する、以上の3件でございます。

続いて第28号についてであります。これは群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関するものでありますが、前号と同様、六合村が廃され、中之条町に編入されるための変更でございます。何れも地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上2件につきまして、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより一括して質疑に入ります。 議案第27号、28号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第27号、28号の質疑を終結いたします。 これより議案第27号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第27号の討論を終結いたします。

議案第27号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを採決いた します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議については、 原案のとおり可決されました。 議 長(傳田創司君) これより議案第28号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第28号の討論を終結いたします。

議案第28号、群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議についてを採決いた します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号、群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議については、 原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第29号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について

議 長(傳田創司君) 日程第26、議案第29号、群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に 関する協議についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第29号について、ご説明申し上げます。

これは、平成22年3月28日に、群馬県後期高齢者医療広域連合の構成市町村である 六合村が廃され、中之条町に編入されるため、広域連合の規約変更が必要となったために ご議決をお願いするものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第29号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第29号の質疑を終結いたします。

これより議案第29号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第29号の討論を終結いたします。

議案第29号、群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号、群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

議 **長(傳田創司君)** この際、休憩いたします。13時00分から再開いたします。 (11時40分 休憩)

(13時00分 再開)

議 長(傳田創司君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第27 議案第30号 平成21年度みなかみ町一般会計補正予算(第9号)

議案第31号 平成21年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

議案第32号 平成21年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第3号)

議案第33号 平成21年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第34号 平成21年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第35号 平成21年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

議案第36号 平成21年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第37号 平成21年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第3号)

議 長(傳田創司君) 日程第27、議案第30号、平成21年度みなかみ町一般会計補正予算(第9号)についてから、議案第37号、平成21年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第3号)についてまで、以上8件を一括議題といたします。

町長より、一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第30号から議案第37号まで補正予算に係わる案件ですので一括して ご説明申し上げます。

最初に議案第30号について、申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億7188万5千円を減額し、歳入歳出の総額を165億1067万4千円とするものです。

歳入補正の主な内訳ですが、町税5千万円の減額は、法人町民税現年課税分8千万円の 減が主なものであります。

地方交付税2億8264万2千円の増額は普通交付税1億8264万2千円と特別交付税1億円であります。

国庫支出金2億9296万7千円の増額は、まちづくり交付金7760万円と教育施設 耐震関係の安全安心な学校づくり交付金1億9974万7千円の増額が主なものです。

県支出金1222万1千円の減額は、事業の支出額確定による減額が主なものです。

繰入金4億1967万5千円の減額は、地方交付税の確定により歳入が確保されまれましたので基金の取り崩しを減額しました。

町債2億5480万円の減額は、土木債及び教育債の合併特例債が主なものであります。

国庫支出金の増額により減額できたものでございます。

歳出の主なものは、給与改定による人件費の減額と事業の確定による不用額の減額です。

2 款総務費では、4 項選挙費 2 1 7 万 2 千円の増額は、3 月 2 1 日執行予定の農業委員 会委員選挙費が主なものです。

3款民生費では、2項児童福祉費1529万2千円の増額は、子ども手当システム改修費446万4千円が主なものです。

尚、子ども手当システム改修費の財源は全額国庫支出金で賄われます。

8款土木費では、4項都市計画費1585万円の増額は後閑地区まちづくり交付金事業の物件補償費1230万円が主なものです。

9款消防費では、1項消防費799万円の増額は、防災無線における全国瞬時警報システム設置工事費の増額が主なものです。

繰越明許費として、21年度から22年度への繰越は、25億8504万5千円です。

主に国の1次補正及び2次補正において措置した事業が予算決定後工期が短期間である ため年度内に事業完了が見込めないもの、雪のため工事が執行できないものが繰越になり ました。以上が一般会計の概要であります。

次に議案第31号について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億2905万7千円とするものであります。

歳入の主な補正内容は、1款国民健康保険税2391万6千円の増額は、本算定に応じたもの、2款国庫支出金1828万8千円の増額、5款県支出金1588万4千円の減額は、交付決定によるものであります。

8 款繰入金のうち、保険基盤安定繰入金として保険税軽減分341万6千円、保険者支援分586万2千円の減額は、軽減分対象者の減少、財政安定化事業1769万9千円の減額は、高齢者影響分の減少、また、その他一般会計繰入金127万5千円の増額は、福祉医療費削減分の決定によるものであります。

歳出の主な補正内容は、1款総務費53万4千円の増額は、70歳以上の方の医療費自己負担2割を凍結し、1割負担に据え置く処置に係るデータ作成委託料等であります。

11款諸支出金8万4千円の増額は、特定健診の国・県負担金の精算によるものであります。

次に議案第32号について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ860万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1924万6千円とするものであります。

歳入の補正内容は、2款国庫支出金860万7千円の増額は、前年度負担金の追加交付 決定によるものであります。

歳出の主な補正内容は、4款諸支出金のうち73万9千円は、支払基金負担金の前年度 超過交付分の返還金、787万1千円は、前年度剰余金を精算し、一般会計へ返還の繰出 金であります。

次に議案第33号について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ914万円減額し、歳入歳出予算の総額を2億2682万4千円とするものであります。

歳入の主な補正内容は、1款後期高齢者医療保険料1935万1千円の減額は、保険料調定額及び収納見込額の減少によるものであります。

2 款繰入金のうち、4 4 1 万円の増額は、支出に対応するため一般会計からの繰入、4 1 8 万 3 千円の減額は、広域連合からの決定によるものであります。

3款諸収入44万8千円の減額は、人間ドック受診者の減少によるものであります。

4款繰越金1043万2千円の増額は、前年度繰越金を計上したものであります。

歳出の主な補正内容は、1款総務費44万8千円の減額は、人間ドック受診者の減少によるものであります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1912万5千円の減額は、保険料調定額及び保険 基盤安定繰入金額の減少によるものであります。

3款諸支出金1043万3千円の増額は、前年度剰余金を精算し、一般会計に返還するため繰出金として計上したものであります。

次に議案第34号について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ330万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1463万8千円とするものであります。

歳入の主な補正内容は、4款国庫支出金142万4千円の減額は、保険給付費の増額及び地域支援事業費の減額に伴う法定負担分の減額であります。

5款支払基金交付金54万5千円の増額及び6款県支出金58万1千円の減額につきましても同様に、保険給付費の増額及び地域支援事業費の減額に伴う法定負担分の増減額であります。

9款繰入金151万4千円の減額は、総務費及び地域支援事業費の減額に伴う町負担額 271万1千円の減額と介護従事者処遇改善臨時特例基金の対象比率の確定に伴う繰入額 119万7千円について、基金の取崩しをするものであります。

歳出の主な補正内容は、1款総務費73万2千円の減額は、事務事業費精査によるものであります。2款保険給付費500万円の増額は、当初推計いたしました、5項高額医療合算介護サービス等費の対象者について、国保連による集計の中間報告によりますと、推計を超える対象者が見込まれることから、その対象負担金について、手当てをするものであります。

3款地域支援事業費757万円の減額は、1項介護予防事業費及び3項任意事業費について、事業参加者等の事業費精査に伴う減額であります。

次に議案第35号について、ご説明申し上げす。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1988万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億5137万1千円とするものであります。

歳入補正につきましては、7款一般会計繰入金を1988万9千円減額いたします。

歳出補正につきましては、1款簡易水道費1988万9千円の減額は、職員人件費1458万9千円及び台帳整備費530万円であります。

次に議案第36号について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1794万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億4065万2千円とするものであります。

歳入補正につきましては、1款分担金及び負担金で、わかくり子ども園工事負担金の増額であり、4款県支出金は補助工事費による増額であります。

9款町債1950万円の減額は、各事業の起債を精査し、借入を減額いたしました。

歳出補正につきましては、1款総務費で、職員人件費の減額、2款1項公共下水道費では、水上中央幹線管渠布設工事が地元住民との調整中であるため500万5千円を追加し、

阿能川地区、川上銚子川原線、川上山根地区の工事に当て、管路整備の進捗を図るものです。3項流域下水道費は建設負担金が93万9千円増額となり、維持管理負担金が1599万3千円減額となりました。3款公債費では、繰り上げ償還により元金が増額となり、利子が減額となった補正であります。

次に議案第37号について、ご説明申し上げす。

収益的収入は、1175万1千円を減額し、2億8929万1千円とするものであります。その主なものは、1款上水道事業費収益で、水道料金、一般会計補助金の減額であり、2款簡易水道事業収益も同様の内容となっております。

収益的支出は1979万円減額して2億3802万円とし、主なものは、1款上水道事業費用では、動力費で電気料、職員人件費、管路台帳加除修正委託料、企業債利息の減額と消費税の増額であります。

2款簡易水道事業費用では、動力費で電気料及び企業債利息の減額であります。

資本的収入は、2004万3千円減額して、5994万3千円とし、主なものは、1款 上水道事業資本的収入で、工場誘致に伴う配水管布設工事費の減額による企業債及び県道 渋川下新田線水道管切り回し工事負担金の減額に伴うものであります。

資本的支出は2480万円減額し、1億3992万9千円とし、その主なものは、1款上水道事業資本的支出で、阿能川導水管布設替工事、工場誘致に伴う配水管布設替工事及び、渋川下新田線水道管切り回し工事の減額であります。2款簡易水道事業資本的支出の工事費で、湯桧曽地内舗装本復旧工事及び、大穴地内舗装本普及工事の減であります。

以上が各会計の概要であります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

- 議 長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより一括して質疑に入ります。 議案第30号から、議案第37号についてまで、質疑はありませんか。
 - 11番久保秀雄君。
- 1 1 番(**久保秀雄君**) 昨年の予算の中で、3地域に地域振興費というのですか、各地域に300 0万円ずつ付けた経過があろうかと思います。

この各地域でどんな行事をしたのか、それから残金などについて、お聞かせ下さい。

議 長(傳田創司君) 総合政策課長宮崎育雄君。

(総合政策課長 宮崎育雄君登壇)

総合政策課長(宮崎育雄君) 具体的な数字などについては持ち合わせていませんので、後ほど調べてご報告をさせていただきたいと思います。

内容については、新治地区が「こさ切り」ということで通学路に覆い被さっています竹ですとか、そういったものを地域の方に処分していただきました。その処分費を200万円くらい使っているというふうに聞いております。

それから、水上地区については、先日、講演会等を実施しております。それからパンフレットのような物も作っていると思うので、その辺で一部使われていると思います。

月夜野地区については、総務課長の方から、お答えさせていただきます。

議 長(傳田創司君) 総務課長鬼頭春二君。

(総務課長 鬼頭春二君登壇)

総務課長(鬼頭春二君) 月夜野地区の事務局を担当しておりますので、私の方から答弁させていただきます。

月夜野地区については、具体的な動きはないのですけれども、先日、協議会の中で決定

されたことは、子供の防犯体制を強化しようということで各地区から防犯推進委員を募集 しまして、防犯活動を強化していこうと、そういう活動をして行こうということになって おります。

もう1つは、月夜野地区の歴史文化を掘り起こして、地域の活性化につなげていこうということで、今年度については名胡桃城を中心に活動をして行こうということで周辺整備等をやって行こうということが決まっております。

予算的にどれくらいを予定しているかというと、全体で100万円くらいだったと思うのですけれども、正確な数字はちょっと持っておりませんので、後ほど答弁させていただきます。

- 議 長(傳田創司君) 11番久保秀雄君。
- **1 1 番(久保秀雄君)** 前年度の予算の時に、各地域に300万円ずつ割り振りますけれども、それは年度内で繰越は出来ないのですよといった経緯があったかと思いますけれども、それらの扱いについては、どんな形になっているのか、お聞かせ下さい。
- 議 長(傳田創司君) 総合政策課長宮崎育雄君。

(総合政策課長 宮崎育雄君登壇)

- **総合政策課長(宮崎育雄君)** 一応、予算は単年度主義の原則がありますので、余ったものについては、一度お返しをしていただくという事を予定しております。
- 議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。 7番原澤良輝君。
- 7 番 (原澤良輝君) 国民健康保険特別会計ですが、今回は保険給付の方の補正はゼロなのですが、実際は22年度の内示会の時に医療費の伸びが6%を想定していたのが、2%に収まったという嬉しい報告があったのですけれども、保険給付費というのは予算上はどのくらいに補正、トータルでなっているのか教えて下さい。
- 議 長(傳田創司君) 町民福祉課長石川晃君。

(町民福祉課長 石川 晃君登壇)

町民福祉課長(石川 晃君) 今回の補正においては、保険給付費は特に給付費として大きく変動の あったところはございません。

新年度の予算の時にも、委員会の説明で行いますけれども、取り敢えず補正の中では特には変動はないということでございます。

- 議 長(傳田創司君) 7番原澤良輝君。
- **7 番(原澤良輝君)** 保険給付費を1次から4次の補正を足していくと、19億円になるのですけれども、これくらいでよろしいのですか。
- 議 長(傳田創司君) 町民福祉課長石川晃君。

(町民福祉課長 石川 晃君登壇)

- 町民福祉課長(石川 晃君) 概算で言えば、約19億円ですか、その数字で当然、当初暮れの補正 の時も見ておりましたので、あくまでも保険給付費というのは国民健康保険の加入者が人 でありますので、いつ1千万円、2千万円の単位で医療費が増えるか分からないということで、最大限の予算を見ております。
- 議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第30号から、議案第37号の質疑を終結 いたします。

委員会付託

議 長(傳田創司君) お諮りいたします。

議案第30号、平成21年度みなかみ町一般会計補正予算(第9号)についてから、議案第37号、平成21年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第3号)についてまでは、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号、平成21年度みなかみ町一般会計補正予算(第9号)についてから、議案第37号、平成21年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第3号)についてまでは、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託することに決定いたしました。

日程第28 議案第38号 指定管理者の指定について (みなかみ町交流促進センター・太助の郷)

議 長(傳田創司君) 日程第28、議案第38号、指定管理者の指定について(みなかみ町交流 促進センター・太助の郷)を議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第38号について、ご説明申し上げます。

みなかみ町交流センター太助の郷は、農林漁業特別対策事業で導入し、塩原太助の資料館として、また農産物の直売所等として、地域の活性化を目的として設置いたしました。

その経緯から、地元集落で組織します太助の里農産物等生産者の会を指定管理者に指定することとし、その指定期間を平成22年4月1日から、平成25年3月31日までの3年間といたします。

指定管理料は、年間100万円とし、その算出基礎は塩原太助の重要資料保管のための セキュリティー料金や消防施設保守管理料及び電気料等であります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第38号について、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

- **7 番(原澤良輝君)** 指定管理者に指定する生産者の会の場所なのですが、交流センターで良い のでしょうか。
- 議 長(傳田創司君) 農政課長阿部行雄君。

(農政課長 阿部行雄君登壇)

農政課長(阿部行雄君) ご質問のとおりです。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

- **7 番(原澤良輝君)** 交流センターは町の施設ですよね、そこに指定管理者が所在するということは矛盾しないのでしょうか。
- 議 長(傳田創司君) 農政課長阿部行雄君。

(農政課長 阿部行雄君登壇)

- **農政課長(阿部行雄君)** 公共施設については、指定管理をすべきだという方針に基づいて、指定管理するということであります。
- 議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第38号の質疑を終結いたします。

これより議案第38号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第38号の討論を終結いたします。

議案第38号、指定管理者の指定について(みなかみ町交流促進センター・太助の郷) を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号、指定管理者の指定について(みなかみ町交流促進センター・太助の郷)は、原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第39号 指定管理者の指定について(みなかみ町湯桧曽公園) 議案第40号 指定管理者の指定について(みなかみ町湯桧曽地区足湯)

議 長(傳田創司君) 日程第29、議案第39号、指定管理者の指定について(みなかみ町湯桧 曽公園)、議案第40号、指定管理者の指定について(みなかみ町湯桧曽地区足湯)、以上 2件を一括議題といたします。

町長より、一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第39号、第40号について関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第39号について、ご説明いたします。

みなかみ町湯檜曽公園は、都市公園法に基づく都市公園であります。

施設の概要については、ご存知のことと思いますので省略させていただきますが、現在、 ゆびそ塾が指定管理運営を行っております。公園施設の効率的な貸出と、公園全体の管理 運営の面から判断しまして、引き続き「ゆびそ塾」を指定管理者として指定するものであ ります。

次に、議案第40号について、ご説明いたします。

湯檜曽地区足湯は、まちうち再生総合支援事業を活用し、整備された足湯であります。 足湯と駐車場等で構成されているところであります。

現在、町が直接施設の管理を行っていますが、日々の清掃等の活動をゆびそ塾にボランティアで行って頂いているところであります。

今回、公園施設と一体的に管理することによりまして、サービス向上やまちづくりの全体としての活性化につながると考えられることから、ゆびそ塾を足湯の指定管理者として指定しようとするものであります。

なお、いづれも指定期間は、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間であります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

- 議 長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより一括して質疑に入ります。 議案第39号、議案第40号について、質疑はありませんか。 7番原澤良輝君。
- 7 番(原澤良輝君) 指定管理料はいくらなのかということと、公園の中に例えばテニスコートだとか、ローラースキーの練習場だとかあると思うのですけれども、それも目的に沿って 運営するような契約になっているのかどうか。
- 議 長(傳田創司君) 地域整備課長増田伸之君。

(地域整備課長 増田伸之君登壇)

- 地域整備課長(増田伸之君) 指定管理料ですが、足湯と公園の管理を含めまして、53万6千円であります。公園の利用については、今、都市公園として指定されている部分については、それぞれ公園の目的に沿って貸し出しを行っています。
- 議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第39号、議案第40号の質疑を終結いた します。

これより議案第39号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第39号の討論を終結いたします。

議案第39号、指定管理者の指定(みなかみ町湯桧曽公園)についてを採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号、指定管理者の指定(みなかみ町湯桧曽公園)については、原案のとおり可決されました。

議 長(傳田創司君) これより議案第40号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第40号の討論を終結いたします。

議案第40号、指定管理者の指定(みなかみ町湯桧曽地区足湯)についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号、指定管理者の指定(みなかみ町湯桧曽地区足湯)については、 原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第41号 平成22年度みなかみ町一般会計予算について

議案第42号 平成22年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について

議案第43号 平成22年度みなかみ町老人保健特別会計予算について

議案第44号 平成22年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第45号 平成22年度みなかみ町介護保険特別会計予算について

議案第46号 平成22年度みなかみ町簡易水道事業特別会計予算について

議案第47号 平成22年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について

議案第48号 平成22年度みなかみ町水道事業会計予算について

議案第49号 平成22年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算 について

議案第50号 平成22年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算について

議案第51号 平成22年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算について

議案第52号 平成22年度みなかみ町温泉事業特別会計予算について

議 長(傳田創司君) 日程第30、議案第41号、平成22年度みなかみ町一般会計予算についてから、議案第52号、平成22年度みなかみ町温泉事業特別会計予算についてまで以上 12件を一括議題といたします。

町長より、一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第41号から、議案第52号まで一括して、ご説明申し上げます。

平成22年度の当初予算は、一言で申し上げますと、「行財政改革行動指針に基づき、総額の抑制を図りながらも、厳しい経済情勢に鑑み、21年度補正予算で措置しました経済対策関連予算と一体的に夢のあるまちづくりに必要な予算を確保した。」ということになろうかと思っております。

それでは、議案第41号、一般会計から、順次説明させていただきます。

歳入歳出の総額をそれぞれ121億円と定めました。前年度対比で5億2500万円、4.2%の減額となっております。

歳入の主なものは、町税36億5千万円、地方譲与税2億円、地方消費税交付金1億9 千万円、自動車取得税交付金5千万円、地方交付税40億7千万円、分担金及び負担金2 億3706万9千円、使用料及び手数料2億1577万6千円、国庫支出金7億3913 万3千円、県支出金6億8556万9千円、財産収入1987万3千円、繰入金5億91 93万5千円、諸収入9164万4千円、町債12億1370万円となっております。

歳出の主なものは、1款議会費が9061万6千円であります。

2款総務費15億8953万2千円では、総務管理費が12億6793万5千円で、主な内訳は職員人件費5億8530万5千円、情報政策費7982万2千円、合併振興基金3億1060万円です。また、その他の主なものは、徴税費2億1231万6千円、戸籍住民基本台帳費5276万2千円、選挙費4512万7千円であります。

3 款民生費 2 2 億 9 2 9 7 万 1 千円では、社会福祉費が 1 4 億 6 4 2 4 万 1 千円で、主なものは、社会福祉協議会補助金 4 千万円、ボランティア支援センター運営費補助金 3 0 0 万円、老人保護措置費 5 7 6 3 万 7 千円、乳幼児等の福祉医療費 1 億 8 5 9 5 万 6 千円、障害者自立支援給付費等 2 億 1 1 8 3 万円であります。また児童福祉費 8 億 2 8 6 8 万 3 千円は、子ども手当費 3 億 4 9 万 2 千円、児童手当費 3 3 0 5 万円、子育て支援事業 2 1 9 4 万 6 千円及び、わかくりこども園や保育園の運営費などであります。

4款衛生費12億1713万6千円では、国保会計繰出金1億8846万1千円等の保健衛生費が4億5797万2千円、奥利根アメニティパークや火葬場の清掃費が6億7563万5千円、また水道費8352万9千円は水道事業会計や簡易水道事業特別会計への繰出金であります。

5款労働費1612万9千円は、主に勤労者生活資金融資の貸付金であります。

6款農林水産事業費7億8689万6千円では、農業費が7億3122万円で、主なものは、利根沼田区域農用地総合整備事業負担金1億1058万6千円、水上中央の中山間地域総合整備事業4218万2千円、真沢地区の農産漁村活性化プロジェクト支援交付金事業5110万8千円等であります。また、有害鳥獣対策費等の林業費は5567万6千円であります。

7款商工費3億6764万3千円では、商工会補助金や緊急雇用創出事業等の商工費が9604万9千円で、観光費2億7159万4千円は、観光まちづくり協会補助金1250万円、デスティネーションキャンペーン推進等の観光振興費が8246万1千円、エコツーリズム推進協議会補助金359万9千円などであります。

群馬デスティネーションキャンペーンについては、平成22年度がプレキャンペーン、そして23年度が本番ということで、群馬県の22年度予算においても1億円が確保されているようであります。町においても3800万円を用意し、この機会を起死回生のチャンスとして捉え、観光振興策の充実を図って参りたいと考えております。

8款土木費は14億6618万1千円で、道路橋梁費4億6655万1千円では、町道悪戸関口線道路改良等の地域活力基盤創造交付金事業が1億2247万1千円、除雪費が1億7096万3千円などであります。都市計画費8億6649万9千円では、後閑地区まちづくり交付金事業が6665万7千円、町道悪戸矢瀬線等の道路整備交付金事業が2億4522万5千円、公共下水道費が4億4150万3千円などであります。

9款消防費4億4589万3千円は、消防総務費の広域消防負担金3億4421万2千円等であります。

10款教育費は15億4030万9千円で、主に利根商業高等学校の負担金や各学校の教育費及び維持管理費等であります。

お陰様で国の経済対策を活用いたしまして、平成21年度で古馬牧小学校・桃野小学校・月夜野北小学校・水上小学校・藤原中学校・新治中学校の校舎、藤原小学校・新治中学

校の体育館の耐震工事を実施することができました。

加えて水上中学校改築事業も予算措置に至っております。水上中学校は22年度への繰越明許をお認めていただいて実施することになりますが、これにより懸案となっていました教育施設整備関連事業が一段落することになります。

12款公債費20億8463万3千円は、町債の元利償還金であります。

13款諸支出金1億9182万5千円は、主にヤマキ関連の企業誘致に要した造成負担 金1億7600万円を土地開発公社に支払うものであります。

次に、議案第42号、国民健康保険特別会計について、ご説明申し上げます。

予算の総額を、歳入歳出それぞれ28億5466万4千円と定めるものです。

前年度対比1億3838万7千円、5.1%の増であります。

歳入の主なものは、保険税7億7102万円、国庫支出金8億173万9千円、前期高齢者交付金5億82万1千円、県支出金1億7298万2千円、共同事業交付金3億3640万円、繰入金1億8846万2千円であります。

歳出の主なものは、2款保険給付費18億5212万8千円は、療養諸費16億428 0万9千円、出産育児諸費1470万8千円、葬祭費250万円などであります。

3款後期高齢者支援金3億6884万8千円、6款介護納付金1億5473万6千円は、 社会保険診療報酬支払基金への納付金であります。

7款共同事業拠出金3億8953万5千円は、市町村間の平準化を図る目的で国保連合会への拠出金であります。

8款保健事業費2919万5千円は、医療費の抑制に繋がる生活習慣病に重点をおきました特定健診及び保健指導、人間ドック検診費助成などであります。

以下、11款諸支出金420万4千円、12款予備費2千万円であります。

平成21年度において、国保特別会計の財政運営が危機的状況に陥り、保険税の改正により、加入者みなさんに負担増をお願いしてきているところであります。

この改正において、平成23年度までの3年間は税率改正を行わず、財源不足が生じれば一般会計から支援するということで、国保の安定的な運営が図れるように対応してまいります。

次に、議案第43号、老人保健特別会計について、ご説明申し上げます。

予算の総額を、歳入歳出それぞれ126万9千円と定めました。前年度に対して、28 2万7千円の減であります。

歳入の主なものは、支払基金交付金53万8千円、一般会計繰入金72万3千円であります。歳出の主なものは、1款総務費9万1千円、2款医療諸費107万4千円、5款予備費10万円であります。

後期高齢者医療制度の創設により、老人保健制度は、基本的には廃止されましたが、市町村においては、この会計について、月遅れ請求及び再審査等過誤調整があるため、平成22年度までは存続させ処理することになっております。

次に、議案第44号、後期高齢者医療特別会計について、ご説明申し上げます。

予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億2062万2千円と定めました。

前年度対比1534万2千円、6.9%の減であります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億3971万2千円、一般会計繰入金7976万1千円、諸収入114万8千円であります。

歳出の主なものは、1款総務費506万6千円は、総務管理費234万9千円、徴収費

271万7千円などであります。2款後期高齢者医療広域連合納付金2億1495万4千円は、保険料等負担金2億298万3千円などであります。

以下、3款諸支出金50万2千円、4款予備費10万円であります。

後期高齢者医療制度は、原則75歳以上の方が加入する独立した医療制度です。

保険料徴収は市町村で、財政運営は県内市町村が加入する群馬県後期高齢者医療広域連合が行っております。

次に、議案第45号、介護保険特別会計について、ご説明申し上げます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3千万円と定めました。

前年度対比4600万円、2.6%の増であります。

歳入の主なものは、保険料2億7370万円、分担金及び負担金67万2千円、国庫支出金4億3529万3千円、支払基金交付金5億3084万8千円、県支出金2億7071万円、財産収入43万円、繰入金3億114万4千円、繰越金1719万4千円を予定しております。

歳出の主なものは、1款総務費2810万8千円は、総務務管理費444万3千円、賦 課徴収費388万円、介護認定審査費1956万円などであります。

2款保険給付費17億円5千万円は、介護予防を含む介護サービス等諸費16億422 5万円、高額介護サービス等費3080万円、特定入所者介護サービス等費7395万円 などであります。

3款地域支援事業費3256万4千円は、介護予防事業費2016万3千円、包括的支援事業費879万5千円、任意事業360万6千円であります。

4款財政安定化基金拠出金169万6千円は、財政安定基金への償還金であり、以下、5款基金積立金43万円、7款諸支出金448万円、8款予備費1272万1千円であります。

本年1月現在、高齢者比率は30.8%となっております。前年比較プラス0.4%と 上昇率はやや鈍化するものの依然、右肩上がりの状況であり、今後も上昇が予想されると ころであります。

平成22年度は、第4期介護保険事業計画作成後2年目にあたり、高齢者にとって真に 必要なサービスの提供体制の更なる拡充に取り組んでまいります。

次に、**議案第46号、簡易水道事業特別会計について**、ご説明申し上げます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3228万7千円とするものです。

歳入の主なものを申し上げますと、1款使用料及び手数料1億3076万5千円は、平成21年度決算見込み額を基に計上いたしました。

5款国庫支出金640万6千円は、猿ヶ京簡易水道統合工事に伴う国庫補助金であり、 7款繰入金5816万7千円は一般会計からの繰入金であります。8款繰越金は、前年度 からの繰越金300万円を見込んでおります。

10款町債3290万円は、猿ヶ京簡水統合工事費に充当するものであります。

歳出の主なものを申し上げますと、1款簡易水道費1億249万円は、職員人件費及び各施設の維持管理費であり、2款施設費4075万1千円は猿ヶ京簡水統合工事の設計委託料及び工事請負費であります。3款公債費8844万6千円は、簡易水道債の元金及び利子の償還金であります。

次に、議案第47号、下水道事業特別会計について、ご説明申し上げます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ10億675万2千円とするものです。

歳入の主なものを申し上げますと、1款分担金及び負担金2005万8千円は公共下水 道受益者負担金で工業誘致いたしましたヤマキの受益者負担金を含んでおります。

2款使用料及び手数料2億1419万1千円は、平成21年度決算見込み額を基に計上いたしました。3款国庫支出金1500万円、4款県支出金300万円は、下水道事業補助金及び浄化槽設置補助金であります。6款繰入金4億4150万3千円は、一般会計からの繰入金です。7款繰越金1500万円は、前年度繰越額を見込んでおります。9款町債2億9800万円は下水道債及び借換債であります。

歳出の主なものは、1款総務費9455万7千円は、職員人件費及び一般管理費であります。2款下水道事業費3億4670万8千円は、公共下水道費9652万5千円、特定環境保全公共下水道費4774万9千円、流域下水道費1億8493万4千円、農業集落排水処理施設費244万5千円、汚水処理施設整備費1505万5千円であります。

3款公債費5億6428万7千円は、下水道事業債の元利償還金及び繰上償還金であります。

次に議案第48号、水道事業会計について、ご説明申し上げます。

収益的収入、1款上水道事業収益2億4735万2千円の主なものは、水道料金、加入金、一般会計補助金であります。2款簡易水道事業収益2794万1千円も、上水道事業収益と同様であります。

収益的支出、1款上水道事業費用2億1561万3千円の主なものは、1項営業費用で水質検査手数料、動力費の電気料金、総係費の職員給与、減価償却費となっております。 2項営業外費用は企業債利息及び消費税であります。

2款簡易水道事業費用1663万円は、1項営業費用で水質検査手数料、施設修繕料、 電力料、減価償却費で、2項営業外費用は企業債利息であります。

資本的収入、1款上水道事業資本的収入3026万9千円は、水道監視システム整備事業企業債及び一般会計補助金であります。2款簡易水道事業資本的収入6113万9千円は、大穴地区老朽管布設替工事企業債、水道台帳整備及び水道監視システム整備事業企業債と国界補助金、一般会計補助金であります。

資本的支出、1款上水道資本的支出1億666万6千円は、1項建設改良費で阿能川導水管布設替工事、JR線路下横断管布設替工事、下牧町営住宅前本管布設替工事、水道監視システム整備事業、2項企業債償還金となっております。

2款簡易水道事業資本的支出7136万4千円は、1項建設改良費で、大穴地区水道管 布設替設計委託及び工事と水道台帳整備及び水道監視システム整備事業であり、2項は企 業債償還金であります。

次に**議案第49号、利根沼田広域観光センター特別会計について**、ご説明申し上げます。 予算の総額を歳入歳出それぞれ873万7千円とし、前年対比129万円の増額であります。

増額の要因は、2階部分の光熱水費が、1階と合算して支払うこととなっているため、 その歳入と歳出が増額となったものであります。

それでは、歳入の主なものをご説明申し上げます。1款使用料及び手数料316万2千円は、3店舗と観光協会の使用料であります。4款繰入金137万8千円は、基金を取り崩し、繰入れます。6款諸収入407万8千円は雑収入で、1階のテナントと2階部分の観光商工課、みなかみ町商工会の光熱水費等維持管理料であります。

次に歳出の主なものについて、ご説明いたします。

1 款維持管理費866万4千円は、対前年比131万2千円の増額であり、その内容につきましては、11節需用費が294万円の増額で、13節委託料が162万8千円減額となっております。

需用費の増額は2階部分の光熱水費が多くなったことであり、委託料の減額は、昨年度までは管理人を委託していましたが、今後は直営で管理しますので、その分の委託費が減額となりました。

次に議案第50号、自家用有償バス特別会計について、ご説明申し上げます。

予算総額をそれぞれ498万1千円と定めました。

本特別会計は、東武バス廃止路線の代替えとして、旧猿ケ京小学校下から法師温泉までの区間9.8kmを一日4往復しております。歳入の主なものは、バス使用料金を330万円、県補助金47万8千円、基金繰入金109万6千円であります。

主な歳出は、バス2台分の燃料費61万2千円、車検費用及び修理代100万円、運転業務委託料264万円であります。

次に議案第51号、スキー場事業特別会計について、ご説明申し上げます。

当スキー場の経営ですが、平成20年度から平日の営業を貸し切り制にし、予約がなければ休業ということで、営業日数は少なくなり、賃金等のコストダウンを図ってまいりました。

平日の貸し切り制により、利用者数の減少を心配しましたが、利用者数は僅かですが伸びている状況です。貸し切り利用は、幼稚園や小学校の利用が多い状況でございます。

また、今年度は千葉村に訪れる中学校のうち、椿森中学校が初めてスキー教室に当スキー場を使用し、大変良い評価をして頂きました。引率の先生は、市の教育委員会にも報告をするというお話でしたので、来年は他の学校の利用にも、大変に期待しているところであります。

また、運営に当たっては、地域の方々の協力により、ホームページの充実も図ることができ、アクセス数も1 ヶ月で5000件を超え、なかでも、低価格やソリ乗りのできるスキー場としてのアクセスが目立っており、今後はファミリー向けのスキー場として、観光振興にも期待できるのではないかと思っているところであります。

今後の誘客増を図るためには、夏場の営業が重要だと思いますので、一部委託や指定管理による運営なども視野に入れ、22年度については更なる検討をして行きたいと考えております。

それでは本年度の予算についてご説明申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ1258万円とし、前年度の99.3%でございます。 歳入の主なものにつきましては、1款事業収入は、リフト等の使用料と食堂の売上です が、1目使用料は、リフト、ロープ塔、貸しスキーの使用料として、475万円を計上し ました。前年度予算に対し95万円の減額ですが、20年度の決算額を参考に減額したも のであります。

2目事業売上も決算額を参考に、前年度に比較して63万円減額して、255万円としております。3款繰越金は、前年度繰越金として100万円を計上いたしました。

次に5款基金繰入金は、66万9千円で、6款繰入金は、一般会計からの繰入金ですが、 前年度に比較して8万7千円減額し、360万円といたしました。

次に歳出の主なものについてご説明申し上げます。

1款事業費は1257万円で、その内訳は1目スキー場事業費において、7節の臨時職

員賃金が367万円、前年対比10万円の減額であります。

11節需用費は318万3千円と、これも前年対比で21万7千円の減額となっております。14節使用料及び賃借料ですが、国有林借り上げ料が上がりましたので、それに必要な21万7千円を増額し、236万7千円を計上いたしました。

16節原材料費は、食堂売店の原材料費でありまして、130万円であります。

最後に議案第52号、温泉事業特別会計について、ご説明申し上げます。

予算の総額を、歳入歳出それぞれ3525万3千円とし、前年対比87万9千円の増額とするものです。

歳入の主なものにつきましては、1款事業収入1項温泉事業収入3目使用料の1節使用料現年度分が2787万円、5目管理料の1節現年度分が103万5千円といずれも僅かでありますが、前年度を上回っております。

2款繰入金1項1目1節基金繰入金は504万3千円で、前年対比22万2千円の増額であります。

次に歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。

1 款事業費1項温泉事業費1目温泉総務費が691万4千円で、前年対比228万8千円の減額となっていますが、これは賃金が総務費から維持管理費に移行したためであります。2目温泉管理費は2821万1千円で、前年対比323万2千円増額いたしました。その内訳は、7節賃金207万4千円は総務費から移行したものであります。

13節委託料170万円は、料金徴収システムが古くなり、パソコンのハードウェアに合わなくなり、新たにシステムを構築するものであります。

15節工事請負費466万円は、送湯ポンプ2基を交換するものであります。

19節負担金補助及び交付金607万円は、猿ヶ京湯元線の維持管理費の内、町所有分の負担金600万円が主なものであります。23節償還金利子及び割引料350万円は、温泉権利の返還に伴う償還金であります。

以上、特別会計を含めまして、12件を一括して説明させていただきました。 よろしくご審議の上、ご議決下さいますようにお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

質疑は簡明にお願いいたします。

始めに議案第41号について、質疑はありませんか。

17番森下直君。

1 7 番 (森下 直君) 一般会計の支出の部で、208ページの土地開発公社費として1億918 0万8千円が計上されておりますけれども、これで最終的な土地購入なり、造成をした負担金が1億7600万円強ということですが、これで全て終わったのかどうか。

それから事業管理費の補助金が423万4千円ですけれども、これで全て完了するのかどうか、その辺について、お聞かせ願いたいと思います。

議 長(傳田創司君) 地域整備課長増田伸之君。

(地域整備課長 増田伸之君登壇)

地域整備課長(増田伸之君) まだ、事業は全て完了したわけではありませんが、今、全体事業費、 土地開発公社分ですが、約12億7千万円かかる予定でございます。

その内、土地売却予定金額については10億9400万円、それを差し引きますと1億7600万円ほど不足分が生じます、これの金額でございます。

それから管理事務費補助金については、理事の報酬等が含まれています。

- 議 長(傳田創司君) 17番森下直君。
- **1 7 番 (森下 直君)** したがいまして、土地の改修等で差額を生じたということですけれども、これによってある程度工事も進み、現在も進んでいるわけですけれども、今、理事の手当ですか、それが事務費として4百数十万円という事で出ていますけれども、これはどういうことでしょうか。当初計画には含まれていなかったと思いますけれども。
- 議 長(傳田創司君) 地域整備課長増田伸之君。

(地域整備課長 増田伸之君登壇)

地域整備課長(増田伸之君) 管理事務費ですので、公社の運営のための事務費でございます。

議 長(傳田創司君) 17番森下直君。

1 7 番 (森下 直君) 公社の運営費ということですね。そこでちょっと、私も企業誘致特別委員会の立場としてタッチしておりますので、これに関連しましてお聞きしますが、当初は、町に良い企業が来てもらって、当然雇用も図られて、第1期、第2期、第3期と、最終的には300人程度の雇用が図られるということで、非常に期待を持たれて、町民の人々も期待に胸膨らませていたわけでございますが、実際、第1期が始まってきて、既に内定が始まっているようですが、そこで非常に不明確というか、徹底されていない部分が雇用面で出てきていると思います。

と申しますのは、こういう高額な金を町が投じて、しかもこれから工場進出するに当たって、5年間の免税も成されるわけですが、そういう見返りとして、当然雇用というものが図られるというふうに、皆期待をしていたわけでございますが、いざ蓋を開けてみますと、現状では非常に雇用の状況が不透明であるという事を町民の皆様方から突き上げられている点があるわけでございます。

と申しますのは、一つの事例で言えば、町内の方々を優先的に雇用するという話で進んでいたものが、一つの例で言えば、利根商業高等学校に学校推薦の人数枠を4人ですよということで枠を決めて、その4人が総て町内から採用されたのであればまた別ですけれども、町内からは2人であり、また町外から2人ということで、それは企業の自由ではないかと言われればそれまでですけれども、そういう当初の打ち出しが非常に町内の雇用を優先するという話であっただけに、非常に疑義を感じている声が出てきております。

したがいまして、その後、中間で新卒の人は21人と聞いておりますが、その人達はこの4月から研修に本社に行くと聞いておりますが、残りの100人なり、120人なりの雇用については、いつ採用するのかということで、非常に問い合わせが多いわけですが、問い合わせてみますと、1月には町報などで連絡をするからとか、あるいはハローワークに出すから、そこに行って聞いてみろとか、いろいろな矛盾というか、ちょっと採用の方法論が変わってきてしまったということが言われております。

そういう中で町民の皆さんが非常に期待をしておりますので、ここら辺の事について、明確な雇用状況というものを、企業誘致特別委員会の関係でも何回か問い質してみたのですけれども、やはりそれが鮮明になってこないということなので、敢えて今日はこの場を借りて、一応その点について、はっきりした考え方を示していただきたいという点を、一応、土地開発公社に1億9千万円強の予算が出ますので、これらについて関連してお聞かせいただきたいと思います。

- 議 長(傳田創司君) 町長岸良昌君。
- 町 長(岸 良昌君) ヤマキの雇用についてでございます。

今、森下議員からご指摘のあったような事については、私も随分聞かされております。

確かに4月から本社において研修を始めるという高卒者を中心とした新規採用について、 いわゆる競争の中で選考されて、町内の住民の雇用優先ということについて、必ずしも守 られていないという現実になっているようでございます。

今、ご指摘のように当初から地元雇用を促進してもらうということについては申し入れ続けてきたわけでございますが、今ご指摘にあったのが現状だというふうに私も承知しております。

さらにもう1点、中途採用計画についても、来年度といっても、今年ですね、何月時点で何人を採用するかという事は必ずしも明確になっておりません。

当初計画も聞いておりましたが、それらの実施に当たっての変更もあるというような事を聞いております。

特に中途採用については、一定の範囲内で町内の住民に対して雇用を優先するようにということについては、ヤマキの役員との打合せ等がありますので、その度ごとに、今までも言ってきておりますけれども、改めて本日、議場において議員各位から町民の声を反映してご指摘があったということを含めて強く申し入れていきたいというふうに思っております。

とは言え、一方では企業として、いかなる人を採用し、どういう企業運営をするかということについては自由な部分もありますので、申し入れ、調整、協議ということで強くお願いしていくということで対応をして行きたいと思っております。

- 議 長(傳田創司君) 17番森下直君。
- 1 7 番(森下 直君) 今、雇用の窓口が、土地開発公社と承っておりますが、これらもやはり町も相当、中に入っていただいて、町の中でやるべきかどうか、その辺の所も合わせて検討をしていかないと、土地開発公社だけで窓口というのも、公社はあくまでも土地の造成なり、作る部署であろうかと思いますので、今後はその辺の雇用関係の窓口を町行政当局で設けていくかどうか、その辺についてもお聞かせ願いたいと思います。
- 議 長(傳田創司君) 町長岸良昌君。
- **町 長(岸 良昌君)** 今まで土地開発公社が実際上、企業のヤマキさんと連絡が一番頻繁である ということをもって、公社が実際上の窓口なっていたわけでございます。

今、ご指摘のあったようなことを含めて、どういう形が最も町の意見が強く入れてもらえるのか、頻繁に会っている所の方が良いのか、あるいは総務なり、何なりという形で、公社ではなくて、町という形の方が良いのか、それらについては実態に応じて、効果的な方法を考えたいと思います。

- 議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。
 - 13番中村正君。
- 1 3 番(中村 正君) 7款商工費132ページですが、町長の説明の中でもありましたけれども、 デスティネーションキャンペーン、いわゆるDCが今年プレで、来年が本番ということで、 7~9月にかけてあるわけでありますが、その中で当町の観光部分に対しまして起死回生 の部分ということで3800万円の予算計上がされているわけであります。

これが多いか少ないかは、私はちょっと判断できないわけでありますけれども、その中の13節委託料デスティネーションキャンペーン宣伝委託料ということで2950万円が計上されていますが、この内容を教えていただけたらと思います。

議 長(傳田創司君) 観光商工課長林昭君。

(観光商工課長 林 昭君登壇)

観光商工課長(林 昭君) デスティネーションキャンペーン(以下DC)宣伝委託料2950万円 についてですが、今まで観光協会に対しては、観光協会の補助金で2700万円、それに プラス観光戦略プランで700万円、計3400万円が観光協会の補助金ということで今 まで予算を取って、それを観光協会の方で補助金として使ってきたところであります。

この2700万円の補助金を補助金ということではなくて、事業実施するものについて委託金という形で分けました。ですから、予算書のこの前のページに観光協会への補助金は運営費を含めまして、1250万円というのが今年からの観光協会への補助金でございまして、その他は2700万円の内の1250万円が運営費の補助金ですから、残りの1450万円は委託金ということで、事業を一つひとつ実施するものに対して委託金として支払っていくという計画でございます。

DCがございますので、それだけでは足りないということで、今観光協会を中心に商工会の人たちも入っているわけなのですけれども、水上地区、月夜野地区、新治地区でDC用にDC事業の取りまとめをしておりまして、各地区で取りまとめたものが全部で53事業ございます。3地区で取りまとめた物がですね。

この中の事業そのものは、観光協会や地域の人たちが主体となって行うわけですが、それを宣伝する、また事業を実施するためのパンフレット作りとか、こういった部分については町の方でお金を出していきたいと、これは委託料として、こういう事業をやるのだという、事業が決まったものに対して、ではこういう事業でやってくださいという委託を出して、実施したいということで、それが新たに800万円ほどDC用の予算として加わっているということであります。

ですから、今までの補助金を運営費の補助金と委託料に分けたと、それからもう一つは 観光戦略プランで持っていたお金を組み替えたと、それから新たに800万円DC用に増 額しているということで、この2950万円がDC宣伝委託料ということで、これがそっ くり全部増えているということではありません。

- 議 長(傳田創司君) 13番中村正君。
- **1 3 番 (中村 正君)** 内容は分かりましたけれども、要するに2950万円が一斉に使われるとか、そういうことではなくて、それぞれの事が起きた毎にそこから利用していくという考え方でいいのですか。
- 議 長(傳田創司君) 観光商工課長林昭君。

(観光商工課長 林 昭君登壇)

- **観光商工課長(林 昭君)** その通りでございまして、そのためには、それをきちんと管理していくために、DC推進室に職員を置いて、もちろんそこに観光協会の人たちにも入ってきていただいて、そういった各地区でやる事業の精査をして、実際に実行が出来るようになるまでやっていきたいと、それが決まったところで事業をまとめて、それを観光宣伝委託料で出すということで、何をするか分からないという所での委託料というのはないようにしたいと思っております。
- 議 長(傳田創司君) 13番中村正君。
- 1 3 番(中村 正君) 観光協会においては、大量のパンフレットがあるということの中で、その 部分というのは、このDCには使えないのですか、使えるのですか。パンフレットを大量 に作ったではないですか、それは今回のDCに利用できるのか、できないのか。
- 議 長(傳田創司君) 観光商工課長林昭君。

(観光商工課長 林 昭君登壇)

観光商工課長(林 昭君) 観光協会に大量にあるパンフレットというのは、前回大変にお金を使った時のパンフレットの事だと思いますけれども、「まるごとみなかみ」等はほとんど消費をして、また今年度も印刷をかけるという状況です。

ただ、英語版で作ったパンフレットは大変に残っているということで、ただあれは今後 もインバウンド事業に対してこれからも活用できるのだろうと、活用していっていただけ ると思っております。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。 8番穂苅清一君。

8 番(穂苅清一君) ちょっと分からなかった点は、DCの実施主体というのは、まだはっきり しないということですね。

> 商工会や観光協会が入るということで言われていますけれども、主体を立ち上げるのか、 例えば、実行委員会とか、そういった組織を立ち上げるのか、1回限りではないわけなの で、しかもこれだけの3800万円からの予算措置をするわけなので、そこら辺をちょっ とお聞きしたいのですけれども。

議 長(傳田創司君) 観光商工課長林昭君。

(観光商工課長 林 昭君登壇)

観光商工課長(林 昭君) 事業の実施主体については、ほとんどが観光協会になろうと思います。 ただ、飲食店がまとまって、地域の食をピーアールして行こうといった事業については 商工会支部の事業として、商工会の会員が一緒になって展開をして行こうということもあります。

また、水上地区においては、「女将のスイーツめぐり」とか、「ダムカレー」とかの取り組みをしていますのは温泉旅館組合なのです。この温泉旅館組合が食の取り組みをしているということは、そこは事業主体になります。ですから、それは観光協会ではなくて、温泉協会、また商工会の時は商工会に委託は出せるとは思っております。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

8番穂苅清一君。

8 番 (穂苅清一君) ということは、一つの実施主体ではないということですね。 その都度、委託するという形を取るわけですか、DCで。

議 長(傳田創司君) 観光商工課長林昭君。

(観光商工課長 林 昭君登壇)

観光商工課長(林 昭君) 一つの実施主体ではございません。

皆さんが参加できるような形で、責任のあるような形の中で参加していただくということです。

全体をピーアールしたり、何かするのは当然、観光協会が中心になってやっていただきます。そのような形で観光協会がやるもの、商工会がやるもの、それから旅館組合が実施主体になるもの、また国民保養温泉地協議会が実施主体になるもの、こういった形でみなかみ町の良さを、全体をピーアールして行きたいということでございます。

- 議 長(傳田創司君) 8番穂苅清一君。
- 8 番(穂苅清一君) どうもはっきりしないですね。

というのは、こういう大規模なイベント的なものをやる場合について、どこが一番最終的に責任を持つかっていうのははっきりさせておく必要があるし、お金に色を付けておくわけではないですから、それぞれ補助金や業務委託を受けている団体ですよね。

そういう関連がある団体なので、混在してしまうのではないかという心配がありますし、 では最終的な結果なり、中間報告なり、お金の使途についての報告などが議会で行われる のかどうか、そういう点もちょっと気になるのですけれども、その点はいかがなのですか。

- 議 長(傳田創司君) 町長岸良昌君。
- 町 長(岸 良昌君) DC経費が、なぜ委託費という格好で予算が計上されているかと、例えば、 その用途がなぜ観光協会の補助金には入っていないのかというふうに今のご質問を捉えま すとですね、DCについてはプレを含めて、今各地域でDCのネタになるものをピックア ップをしてもらっています。どういう活動でDCに向けてやっていくか、実際に動いてお ります。

それらの活動主体であるとか、おそらく実体的には観光協会にやってもらうという額が 多くなると思いますけれども、その辺の実施の状況、具体的にどこに委託するのが適切な のかということも含めて、DC推進室でこの委託費を所管して、その都度、適切な所に委 託をしていくという考え方であります。

先程、観光課長が答弁いたしましたように、今までの観光キャンペーンというものと重 なる部分があるというようなこともありますので、観光協会等に委託する部分が多くなろ うかと思いますけれども、という意味で、どこが執行するのだという事につきましては、 あくまでも、DC推進室が責任を持って、その都度、適切な場所に委託をして行くという ことでございます。どういう単位で委託するのか、どういう目的の何をどの協会、あるい は何をどの実行委員会に等々というような形については執行の中で、最も効果的なDCを 効率的にやるためには必要があるというふうに思っております。

それについては決算なり、途中の段階で当然のことながら、議員の皆さん方にご質疑に 応じて、あるいは別の格好で説明会を設けるなりして、ご報告をするということは十分出 来ますし、どこが責任を持って執行するのかということであれば、観光商工課の中に設置 しますDC推進室が委託の責任主体であるとお答え申し上げます。

長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。 議

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第41号の質疑を終結いたします。

議 次に議案第42号について、質疑はありませんか。 長(傳田創司君)

19番速水一浩君。

1ページの歳入についてですが、他会計繰入金について、基準内繰入れと 1 9 番(速水一浩君) 基準外繰入れと両方入っているわけですよね。合算で1億8846万2千円ですか。その 内訳を教えていただきたいと思います。

> それと21年度、21年の3月、6月でいろいろと議会で議決をしてきた経緯があるわ けですけれども、その時に行ったシミュレーションの基準外繰入れの予定額と、21年度、 今回補正を行って最終補正になると思うのですが、最終的に予定額と実際に繰入れた基準 外繰入れ額の金額を教えてもらいたいと思います。

> もう1点は、22年度の予算案がここに提示をされているわけですけれども、その中で 22年度の基準外繰入れ予定額と、それと今回、実際に予算で組んだ基準外繰入れ額、そ の3点を教えてもらえますか。

長(傳田創司君) 町民福祉課長石川晃君。 議

(町民福祉課長 石川 晃君登壇)

町民福祉課長(石川 晃君) ちょっと細かい基準内繰入れの分類の数値は手元にありませんが、1 億8千万円某のうち法定外が3500万円ということで、それは一般会計の国保の支出の 予算にも載っていると思います。それ以外が法定の繰入れということでございます。

> 法定外の3500万円は、今回の当初予算の一般会計の国保費の関係として一番最後の 方に載っています。

> それと医療費の保険給費の推計と言いますか、先程も原澤議員の方から質問があったのですけれども、約19億円、18億5~6千万円です。

1 9 番(速水一浩君) 給付費ではなくて、あくまでも繰入金を聞いているだけなのです。

3月、6月の時点で、取り敢えず国保に1億7千万円くらい、21年度は繰入れなければやっていけませんよというシミュレーションがありましたよね。それを基準外繰入れというふうに私は理解しているのですよ。

その1億7千万円を実際、本当に今年度繰入れたのか、あるいは医療費が伸びなかった ということで、そんなに多分繰入れてはいないと思うのですけれども、その実際の額をちょっと教えてもらっていいですかということなのです。

議 長(傳田創司君) 町民福祉課長石川晃君。

(町民福祉課長 石川 晃君登壇)

町民福祉課長(石川 晃君) 実際に額については、今のところ医療費が2ヶ月遅れの3ヶ月で確定なものですから、はっきりした数字は出ていないのですけれども、取り敢えず繰入れる額については全て繰入れをさせてもらっています。

それは12月補正の時にもお願いをしましたが、医療費が県などの指導や話によりますと医療費が増える可能性があるということで、入れられるものは入れておきなさいという話があったものですから、ただ現実的には、この前もお話ししましたが、当初の伸びの5~6%が今のところ2%前後ということで、良い方の悲鳴といいますか、このままで行けば21年度決算においても剰余金が出て、また何とか基金にお金を戻せるというのが今のところの予測でございます。

細かい数字は今のところつかんでおりませんので申し訳ありませんがお答えできません。

- 議 長(傳田創司君) 19番速水一浩君。
- **1 9 番(速水一浩君)** あくまでも3月補正で組んでいるわけですよね。

一応、基本的にはこれで行きたいということだと思うのですよ、年度末まで。

その中で、先程言った通例で言う法定内繰入れと法定外繰入れの金額を教えて下さいというふうに私は言っているのです。

もう一つ確認をしたいのは、21年度については、1億7千万円を法定外で繰入れない と国保は実際廻っていかないですよという説明があったと思うのですけれども、そういう ふうに言われたかどうか、その辺の確認をちょっとさせて下さい。

議 長(傳田創司君) 町民福祉課長石川晃君。

(町民福祉課長 石川 晃君登壇)

町民福祉課長(石川 晃君) 現実的にはそういう数値を予測しておりましたので、そういうお答え をこちらの方でさせていただきました。

ただ、その後、数字的には動いているものですから、私の手元に今現在あるものも12 月末現在の数値しか出ておりませんので、その後の法定外繰入れにしろ何にしろ、国保は 給付費を主において、それに基づいてどの程度という数値が出るものですから、その辺が あくまでも本当に予測なものですから、確定の数値は今のところ申し訳ありませんが、ま だ出ておりません。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

19番速水一浩君。

1 9 番(速水一浩君) これは3月の補正ですよね。3月の補正で、あくまでも今年度はこれで要するに繰入れまでして何とかなるかなということで補正を組んでいるのだと思うのですよ。 その額をただ私は教えてくれと言っているだけなので、それについてはもういいです。 もう一つ、最終確認をしたいのですけれども、この予算案を作った時点の基金残高、国

保の、それが7千万円取り敢えず3月補正の中では残っているわけですよね。

1万3千円か何かでしたか補正をして、7千万円が残っているわけですけれども、予算案を作成した時点の基金残高がいくらあるかを教えてもらって良いですか。

議 長(傳田創司君) 町民福祉課長石川晃君。

(町民福祉課長 石川 晃君登壇)

町民福祉課長(石川 晃君) 先程来からの7千万円ということを言っておりますけれども、これは 前回の補正で取り崩しております。

ですから、端数として100数万円程度しか、今のところ基金はないと思います。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7 番 (原澤良輝君) 前年28%を加入者から上げて、56%の内半分を加入者から、町が半分という約束で、たぶん去年の決算と今年度の予定を見ると、2億円近く保険料が上がっていると思うのですね。

実際に去年の保険給付費が、17億円なので2%を加えたとしても、現在、補正で予算を組んでいる19億円には2%ではとてもならないと思います。そうすると、実際に2億円くらいが残高で繰り越されるという形になります。町民が2億円だけ加入費で、加入者が保険料を上げただけ、それから町はそれに見合うもの56%の内の28%を負担しなくても済むという形になっているのではないかと思っているのですけれども、それを前提に22年度予算というのは組んでいるのでしょうか。

議 長(傳田創司君) 町民福祉課長石川晃君。

(町民福祉課長 石川 晃君登壇)

町民福祉課長(石川 晃君) 今、原澤議員が2億円ほど余るということを言われましたが、たぶん 予想としては、それ程は余りません。四捨五入で切り上げれば、1億数千万円が2億円に ということはあり得ますけれども、現実的にはそれ程は余らないということです。

まして繰越金の中で22年度の当初予算にも3500万円なり、5千万円なりを入れているということで、あとは昨年末で7千万円の基金を取り崩しているわけですよね。

その関係は当然、精算をして、決算が終われば、それはまた基金へ戻す、それはあくまでも3年間分の保険税を補わなければならないわけですから、当然、最低1億 $2\sim5$ 千万円の余裕がなければ、正式な国保の運営は出来ないということで、その辺は当然、剰余金が出ても当然の事と思っております。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第42号の質疑を終結いたします。

議 長(傳田創司君) この際、休憩いたします。14時55分から再開いたします。

(14時40分 休憩)

(14時55分 再開)

議 長(傳田創司君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

発言申し出

議

議 長(傳田創司君) 本題に入る前に先程、久保議員の質問に対する補足答弁が総合政策課長よりありますので、これを許可いたします。

総合政策課長宮崎育雄君。

(総合政策課長 宮崎育雄君登壇)

総合政策課長(宮崎育雄君) 先程、久保議員からございました協働のまちづくり関係なのですけれ ども、各地区300万円ということでございますが、まず新治地区で予定されていますの が、こさ切り事業、それからまちづくり講演会、たくみの里彼岸花植栽事業、この3つの 事業が予定されております。

> この内、支出されたのはこさ切り事業ということで175万円、残りの2つについては 今実施中ということですので額は決定しておりません。

> 次に水上地区ですけれども、事業としては、外国文化講演会、イルミネーション設置事業、遊歩道ベンチ設置事業、エコマーク製作事業などの事業が予定されておりまして、実施されましたのが、外国文化講演会ということで26万円支出されております。

その他の事業については、実施中でございます。

月夜野地区については、総務課長の方から説明していただきます。

議 長(傳田創司君) 総務課長鬼頭春二君。

(総務課長 鬼頭春二君登壇)

総務課長(鬼頭春二君) 月夜野地区について、説明させていただきます。

まだ、事業実施済みのものがございません。これから実施する予定であります。

先程、申し上げましたように、安全安心パトロールを実施していきたいということと、 史跡文化を使った地域づくりをしていきたいという事業を予定しております。

2つの事業でおおよそ140万円ほど予定しております。

詳細については事業を実施しないと額が確定しませんので、それは確定した段階で報告をさせていただきたいと思います。以上でございます。

議 長(傳田創司君) それでは、本題に戻りたいと思います。

次に議案第43号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第43号の質疑を終結いたします。

長(傳田創司君) 次に議案第44号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第44号の質疑を終結いたします。

議 長(傳田創司君) 次に議案第45号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第45号の質疑を終結いたします。

議 長(傳田創司君) 次に議案第46号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第46号の質疑を終結いたします。

議 長(傳田創司君) 次に議案第47号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第47号の質疑を終結いたします。

議 長(傳田創司君) 次に議案第48号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第48号の質疑を終結いたします。

議 長(傳田創司君) 次に議案第49号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第49号の質疑を終結いたします。

議 長(傳田創司君) 次に議案第50号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第50号の質疑を終結いたします。

議 長(傳田創司君) 次に議案第51号について、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7 番(原澤良輝君) スキー場特別会計について、先程、説明の時にですね、夏場の利用も考えて行かなくてはならないという説明があったと思うのですが、その辺の所はどういうことなのか教えて下さい。

議 長(傳田創司君) 町長岸良昌君。

町 長(岸 良昌君) 先程、ご説明いたしました夏場の営業等が重要という事についてですが、 営業というのは失礼いたしました。夏場に何か営業をするという意味ではなくて、小中学 校に働きかけるなどの夏場の営業活動が重要であるという意味でございますので、特に夏 に花を植えて、他のスキー場のようなことを考えているという説明ではなかったので、誤 解をされていたのでしたら失礼いたしました。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第51号の質疑を終結いたします。

議 長(傳田創司君) 次に議案第52号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第52号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長(傳田創司君) お諮りいたします。

議案第41号、平成22年度みなかみ町一般会計予算についてから、議案第52号、平成22年度みなかみ町温泉事業特別会計予算についてまでは、委員会議案付託表のとおり、 所管の委員会に付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号、平成22年度みなかみ町一般会計予算についてから、議案第52号、平成22年度みなかみ町温泉事業特別会計予算についてまでは、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託することに決定いたしました。

議 長(傳田創司君) 以上で、議事日程第1号に付議された案件は、すべて終了いたしました。

散 会

議 長(傳田創司君) 明日、3月4日は、午前9時より一般質問を行います。 本日は、これにて散会いたします。大変にご苦労さまでした。

(15時02分 散会)